

中 長 期 計 画

【令和7年4月1日～令和12年3月31日（計5年間）】

東京福祉大学

目 次

はじめに	2
第1章 長期ビジョン	2
第1節 建学の精神	2
第2節 本学の使命	2
第3節 本学をめぐる環境条件の変化	3
第4節 中期計画の重点目標	4
第2章 教育・研究に関する中期目標	5
第1節 教育に関する目標	5
第2節 教育の実施体制	7
第3節 研究に関する目標	8
第4節 学生支援	8
第5節 地域貢献	10
第6節 国際交流の推進	11
第3章 経営・管理と財務	11
第1節 運営体制	11
第2節 教職員	13
第3節 財政基盤の再構築	13
第4節 自己点検・評価、情報公開	16
第5節 その他	16
第4章 内部質保証	16
第1節 内部質保証とPDCAサイクルの強化	16
第2節 内部質保証の組織図	20
第3節 内部質保証の項目	20
第5章 学部・研究科	27
第1節 社会福祉学部・社会福祉研究科	27
第2節 教育学部・教育学研究科	30
第3節 心理学部・心理学研究科	38
第4節 保育児童学部	41
別紙 資料1～3 内部質保証に関する資料	45

はじめに

東京福祉大学は、開智学園グループの一員として、新たな学校法人として未来にむけた発展的な経営・運営を目指す。新体制により、学園がより健全で開かれた組織へと生まれ変わる一歩である。

新しい体制では、「君も人のため、社会のため、世界のために学べ」をキャッチフレーズに、新たなステージへと進みたい。

私たちは、透明性と信頼性を基盤とした運営を徹底し、学園に関わるすべての教職員が安心して未来に託せる環境づくりを目指していく。特に大学及び学校法人のガバナンスをしっかりと行い、学生諸君がしっかりと学習し、社会に出て活躍できる学力やスキルを大きく伸ばし、希望の職場への就職や、大学院への進学を支える体制の充実と、留学生が充実して学べる環境を創るため、一層の在籍管理の強化や学習支援を行う。また、以下の新たな大学評価制度を視野に入れ大学全体を発展させる。

1. 教育への満足度や成長実感を示す学生調査結果を進める。
2. 学生の資質・能力の伸びを測る成績や学修状況を整備する。
3. 就職・進学状況など人材輩出データを整備する。
4. 卒業生の活躍などする施設・教育・企業アンケート等を進める。

上記を踏まえ、令和7年度から11年度まで5年間の中長期計画について、文部科学省、中央教育審議会及び令和6年度に実施した認証評価を踏まえ、以下のように策定する。令和7年度からの計画のなかで、特に重視し策定した点は、内部質保証の組織と機能である。

第1章 長期ビジョン

第1節 建学の精神

東京福祉大学（以下、本学）の「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」ことであり、こうした建学の精神を教育研究活動の基盤に置いている。

平成12（2000）年4月、本学園は、世界をリードする優秀な人材を多数輩出しているアメリカの大学教育の良い点を大胆に取り入れ、柔軟な思考力や創造力、問題発見・解決能力の高い人材を輩出できる大学を目指して、群馬県伊勢崎市に東京福祉大学を開学した。

本学は平成12（2000）年4月に、社会福祉学部社会福祉学科（社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻）の1学部1学科のみを有する大学として開学し、その後順調な発展を遂げ、現在（令和6年5月1日）では、「社会福祉学部」「教育学部」「心理学部」「保育児童学部」の4学部、及び大学院「社会福祉学研究科」「教育学研究科」「心理学研究科」の3研究科、並びに「東京福祉大学短期大学部」を併設する大学にまで成長している。群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパスに置かれた学び舎は、東京都豊島区の池袋キャンパス、愛知県名古屋市の名古屋キャンパス、東京都北区の王子キャンパスへと広がり、現在では4キャンパスを有するに至り、開学時292名だった学生数は、現在（令和6年5月1日時点）では、通学課程4,322名（学部生3,703名・大学院生598名・短期大学部生21名）、通信教育課程1,672名にまで拡大している。なお、短期大学部については、令和6（2024）年度より新規募集を停止しており、名古屋キャンパスは留学生別科を除き、令和7（2025）年度より順次募集を停止している。平成12（2000）年にスタートした本学は、21世紀の少子高齢社会の到来を見据え、国際的な広い視野と、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開いていくフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材の育成に尽力してきた。

第2節 本学の使命

本学は建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と掲げる。本学は、現在は文部科学省も推奨し広く取り入れられている双方向対話型授業「アクティブ・ラーニング」を、開学時より取り入れているのが特色である。

また本学では、公務員試験、教員採用試験、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験や臨床心理士試験などの各種試験に合格できるよう、キャリア教育に力を入れている。これらの実現は、「アクティブ・ラーニング」を基盤とする全学を挙げたキャリア教育・就職支援の仕組みが支えており、学生が目指す進路により、学校教員希望者、保育士・公務員保育士希望者、一般公務員・福祉系その他の就職希望者別に1年次から4年次までキャリア教育科目が生まれ、学生が体系的に学修を行う。また、試験に合格した卒業生たちの喜びの声や合格実績、公務員や教員の魅力、キャリア教育のあらましをまとめた小冊子を作成し、在校生はもちろん、本学に入学しようとする学生や保護者に明確な目標を伝えている。今後も、公務員試験・教員採用試験や各種国家試験の合格者をさらに多く輩出し、建学の精神や使命を客観的に可視化できる形で体現していく。

第3節 本学をめぐる環境条件の変化

1 不況の長期化による家計への影響

1990年代以降、日本経済はバブル崩壊後のデフレ局面が4半世紀に及ぶ中、企業都合での労働力の入退職が容易で、処遇コストを低減できる非正規雇用の増加も相まって、家計の不安定化や可処分所得の低下が生じ、大学進学を断念する者や、進学後の退学者の増加が生じている。反面、就職に有利とされる専門職養成校に人気が集まることになった。その一つが福祉分野であり、介護保険法施行時期（2000年）に開学した本学は、その時流に乗って地歩を固めることができた。しかしながら、昨今では経済回復に伴い人手不足の問題が顕著になってきており、特に福祉、保育、教育分野では待遇の改善が求められている。今後この分野に生じる雇用や就職、待遇面における新たな変化を敏感かつ的確に把握する必要がある。

2 少子化に伴う大学経営の困難

少子化が急速に進行しており、18歳人口も減少傾向が続いている。1992年には205万人を数えたが、2023年には112万人に減少した。これは今後も継続し、2032年には102.4万人となり、さらに2040年には88万人にまで減少すると推測されている。一方、大学数は523校（1992年）から813校（2024年）へと増加している。その結果、多くの大学が入学者の定員割れを起こしており、私立大学ではおよそ4割が赤字経営（帰属収支マイナス）に陥っているとされる。加えて2024年には大学進学率が59.1%に達し進学率は前年比約4000人減少しておりこれ以上の伸びは期待できず、入学者のターゲットを社会人や高齢者、留学生にまで拡大する視点が欠かせない。

3 高齢化に伴う福祉政策の転換

わが国の高齢化率（65歳以上の人口割合）は2024年に29.3%となり、今後も伸び続ける予測だが、これは人類社会で未踏の領域である。高齢者増加による、年金、医療、介護分野での継続的財政需要増加（当然増経費）が国家財政危機の主要因とされ、社会保障の構造的制度改革が政治課題となっている。高齢者介護分野は、措置から社会保険への転換によって給付額の急増が見られたのであるが、年金や医療といったより給付額が大きい制度の見直しの余波が介護保険分野に及ぶことは避けられないであろう。そうした場合も想定した大学運営が求められている。

4 留学生・障害のある学生の支援

現在は、少子化・高齢化の進行とともに、グローバル化、多様化も進行している。グローバル化に伴い、本邦を訪れる外国人は増加しており、大学では多文化共生社会に向けた人材の養成が急務となっている。

2008年に内閣府が制定した「留学生30万人計画」は数値上達成されたと言われており、今後はポスト留学生30万人計画として政府が出す方針に柔軟に対応することが求められている。本学でも、外国人留学生に関する教育・研究活動や日本文化への理解と日本社会への円滑な適応を促し、今後は就労支援等も強化し、組織的に支援していく。加えて、多様化社会のもう一つの視点である、特別な配慮を必要とする人への対応も進めていく必要がある。障がいのある学生の割合も増えつつあり、これらの学生の定着支援、就労支援も必要である。第5次障害者基本計画における「障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当、障がいのある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する」に対応した組織改善を進めていく必要がある。

5 関係法令等の改正

文教政策も時代に応じたものが打ち出されている。本学も関係法令等の改正に合わせて諸規則の整備を図っていく。近年では以下のものが予定されており、本学でもすでに対応したものもあるが、さらに整備を進めていきたい。

令和7年4月1日施行の「私立学校法の改正」では、以下の事項が改正される。

(1) 評議員会等による理事会等に対するチェック機能の強化

①不正等の防止や緊急措置の仕組みの整備

学校法人の意思決定の在り方の見直し監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与会計、情報公開、訴訟等に関する規定の整備である。

②理事等の特別背任罪等の罰則について

今回の私立学校法の改正は、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するためのものであり。本法人においても、私立学校法の改正に合わせ、主体性をもってガバナンス改革を実行し、教育・研究の質の向上を目指す。

第4節 中期計画の重点目標

1 社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る

本学の教育・研究の基盤になっている建学の精神は、「柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材育成」にあり、「学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能」「社会人の学び直し機能」等々の社会ニーズを踏まえ、目標とする人材育成が行えるよう不断に教育プログラム・教育組織を見直す。

2 ステークホルダーから信頼される健全な組織運営体制の確立

本学における経営危機を乗り越えるため、平成20年公表の「本法人の今後の管理運営体制について」を基礎に、理事会・評議員会改革、監査機能の強化や教職員の健全育成等を進め、ステークホルダーから信頼される、組織運営体制を実現する。その上で、社会ニーズの変化に即応しつつも、安定した法人運営が行えるよう、適切かつ迅速な意思決定と機動的運

営が可能な組織の形成を目指す。令和7年4月1日に改正施行される私立学校法に対応し、より強固な内部統制システムの確立・強化に向けた検討を行う。

3 本学の魅力を伝え出願者の増加を図る

本学では、福祉・教育・心理・保育分野の専門職を養成し、社会に貢献をしている。これらの仕事は、「AI に取って代わられることがない人の役に立つ仕事」として社会では理解されており、今後も人材需要は絶えることはないと考える。本学では、その分野を目指す学生に対し、『面倒見よく教育し、優秀にさせ、公務員試験、教員採用試験、各種国家試験に合格させ、社会で活躍し幸せになってもらう』というコンセプトを基に、現在は勉強に苦手意識を有する高校生にも、本学でしっかり勉強すれば、希望する資格を取得し、将来は幸せな生活が送れることをアピールポイントとし、「この大学に通いたい」と思ってもらえるよう高校訪問、SNS等を通じて効率的に訴求する。今後は、開智学園と共同で出願者の増加を図る。

4 キャンパス機能の効率化を図る

各キャンパスにおいて、今後財政状況等も勘案しつつ、校舎を効率的に使用できるよう検討する。

5 ローカリズムとグローバルズムの政策的調和を図る

日本社会、地域社会で役立つ実践力を持った人材育成が本学の目的であるが、そのためには国際的視野を持ち、社会の変化を予測する力が必要である。また、日本社会の少子化は深刻であり、多文化共生も我が国の検討課題である。このような観点から、本学における国際交流を推進していき、希望者を対象に海外短期留学事業を継続する。また、外国人留学生の受け入れについては、出願要件の厳格化や選考方法の改善を通して質の向上に努め、引き続き日本語教育から大学あるいは大学院の専門教育まで一貫した教育機会の提供を行う。多様な国・地域からの熱意ある留学生と日本人学生との交流により、ダイバーシティと異文化理解の深化も目指す。

第2章 教育・研究に関する中期目標

第1節 教育に関する目標

1 全学的な人材育成

(1) 建学の精神に基づき、以下に記した人材育成を目標とする。

- ・専門職として主体的、かつ能動的に活動できる人材
- ・変動する制度や社会ニーズに対応できる応用力のある人材
- ・論理的思考、問題発見能力、問題解決能力が備わった人材

(2) 教育課程の体系化を進める。

(3) カリキュラム実施において教育内容の陳腐化を防ぎ、学生に最新最適の授業を行うために、カリキュラム編成やそれぞれの内容について不断に見直す。

(4) 学外からの評価を踏まえて、実践的科目（実習・演習）の教育内容を高度化する。

2 キャリア教育・キャリア開発支援

- (1) 卒業生には安定した職業に就かせ、高就職率を維持する。
- (2) 学生の志望キャリアを尊重した進路指導を行う。
- (3) 一般職・公務員等新たな就職先を開拓する。
- (4) 既卒者の再就職、国家試験への再挑戦、臨時採用教員の本採用等への支援を制度化する。
- (5) 2011年4月1日改正施行された「大学設置基準」のうち、「社会的・職業的自立に関する指導等」いわゆるキャリアガイダンスの実施を目的に、入学時期から継続的に職業選択、進路指導を行う。
- (6) 国家試験、教員採用試験、公務員試験等、志望キャリア別の支援体制を充実させる。
- (7) 既卒者が本学の就職支援システム、国家試験対策等教育システムを利用して、再就職、国家試験への再挑戦、臨時採用教員等への支援ができるような体制を構築していく。
- (8) 同窓会と連携し、卒業生からの支援や卒業生が属する組織への就職をシステム化するための基盤作りを進める。
- (9) “学生が自分の希望する就職先に就職できたか”といった学生側の満足度にも着目した仕組みを構築する。
- (10) 学生の志望する資格が取得できるよう、学生のニーズを尊重したカリキュラム編成を策定していく。
- (11) キャリア支援室、キャリア教育専門部会、アカデミック・アドバイザーが連携をし、学生のニーズに合ったキャリア形成ができるよう指導を行う。

3 通学課程について

- (1) 各学部において学生の教員免許取得、国家資格取得等に対応した学習カリキュラムを検討し、入学者全体の實力養成を図り、合格に向けた指針を決め目標とする。
- (2) 大学院進学希望者については、学部時から目標を定め、院生としてふさわしい資質を備えるよう、全教員が指導する。
- (3) 公務員採用試験対策・教員採用試験対策講座等のキャリア対策講座について、更なる充実を図る。

4 通信教育課程について

リカレント教育への社会的な期待に応えるべく、社会人等の多様な教育ニーズに応じた学修環境を整備して教育内容の一層の充実を図り、引き続き学生数確保のための諸方策を進める。

- (1) 社会人等が学びやすい学修環境の整備として、オンデマンド授業科目の効果的な活用方法、実現可能性等を継続して検討する。
- (2) 社会人等の多様な教育ニーズに応じる方策の一つとして、体系的な学修機会となる履修証明制度の導入について他大学の実施状況も参考にしながら、他の方策等の可能性も含め引き続き検討を進める。

5 大学院について

- (1) 合格論文の発表場所の提供等、院生の卒業後の活躍手段を開拓する。

- (2) 令和7年度に改正した大学院各研究科の3ポリシー（DP、CP、AP）を着実に実施する。
- (3) 大学院生の学修環境を整備し、充実させる。
- (4) 博士課程後期の学生の研究能力の向上と生活支援の観点から、RAの導入を検討する。
- (5) 外国人留学生の日本語能力を高め、論文作成能力をより高めるためのサポート体制を検討し、構築する。
- (6) 博士課程後期の学生が学位を取得した後に、茶屋四郎次郎記念学会で学位論文の一部を発表する慣例を創る等して、大学院の研究活動の活性化を図る方策を検討し、実施する。

第2節 教育の実施体制

1 教員の教育力の強化

学生の問題探求能力や問題解決能力、コミュニケーション能力向上の上で効果的である双方向対話型・グループ討議方式授業の実践を徹底する。

- (1) 総合教育科目、専門教育科目とも、習得状況を教務課及びアカデミック・アドバイザーのもとで管理し、学生、教員双方の次年度への課題を明確にする。さらに履修指導のポイントなどの共通理解を図る。
- (2) 学生の学業、生活上の全般を把握し、指導するアカデミック・アドバイザーには、原則専任の全教員が就任することとするが、その業務を支援するためのバックアップ体制を全学教務委員会内に確立する。
- (3) 全学教務委員会において、公平かつ適正な学生の学業成績評価を促進するために、各教員の評価（成績）の基準と評定の方法を全科目の同一科目を対象として共通化し、毎年春期と秋期終了後2回、同一科目担当者協議会を開催して成績評価の基準と評定の方法の点検と修正を適宜実施する。
- (4) ファカルティデベロップメント（FD）をさらに充実させる。講義内容だけでなく、教員の研究指導等、状況を踏まえた方法の改善を行い、またその成果分析を学内公表する。
- (5) 全教員参加による授業の相互参観を常態化するとともに、職員による授業観察も実施し、授業内容とシラバスとの対比を恒常化する。

2 教育内容の精査と評価

カリキュラム実施において教育内容の陳腐化を防ぎ、学生に最新最適の授業を行うためには、カリキュラム編成やそれぞれの内容について不断に見直す必要がある。

- (1) 高大連携講座、入学前教育、導入教育、初年次教育のあり方を不断に見直し、その充実を図る。
- (2) 毎年、全学教務委員会において全科目におけるシラバス点検を行っている。科目の統廃合はカリキュラム改定の際に適宜進んでいる。今後も担当教員の面接などを踏まえて、科目の統廃合の提言は継続的に検討する。
- (3) 学生の授業評価について下記のプロセスで評価を反映する。
 1. 授業内容や授業方法に課題や問題があると認識された場合、まずは、FD専門部会員を主体として、当該教員の授業見学を行う。授業見学の方法は、学生の立場になり、本学の教育方針及び授業方法に基づいた双方向対話型授業、学生の満足度の高い授業になっているかという観点から見学を行う。

2.その後、FD 専門部会員からの報告書の提出を受け、当該教員に対して、本学の教育方針及び授業方法を熟知するベテラン教員（FD 専門部会員）による当該授業の課題と改善点に関するアドバイスをを行う。

3.それでも改善が見られない場合には、学部長等所属長に状況を報告し、更なる授業改善指導に繋げる。

- ①FD 専門部会による授業改善指導の成果分析を学内公表する
- ②学生から苦情があった授業に対して、FD 専門部会で対応を検討し、授業担当者に対する改善指導を行う。ファカルティディベロップメント（FD）をさらに充実させる。講義内容だけでなく、教員の研究指導等、状況を踏まえた方法の改善を行い、その成果分析を学内公表する。
- ③全教員参加による授業の相互参観を常態化し、今後も継続する。また、参観内容の分析やフィードバックの状況を鑑みる。さらに、授業内容とシラバスとの対比を恒常化する。学生による授業評価の授業への反映について検討する。

第3節 研究に関する目標

本学の特色を生かした研究を推進し、研究成果を広く社会に公開し、もって社会への貢献を図る。教員にとって研究は重要な分野であるが、本学の教育レベルと社会的評価を向上させることの一環であることを忘れてはならない。

- (1) 専任教員は、各自の研究領域における成果を、著作本として出版あるいは幅広く刊行物等に投稿する。
- (2) 学内の研究誌を充実させ、学部学生や大学院生の投稿も促す。
- (3) 専任教員の科研費をはじめとする外部研究資金の獲得件数・金額を伸ばすための支援策を検討し、実行する。
- (4) 科研費については、本計画書遂行5年以内に全教員が研究代表者または、研究分担者として1回以上申請することを努力義務とする。
- (5) 科研費等外部研究資金の公正かつ適切な使用を推進する。
- (6) 本学の研究成果を積極的に社会へ公開する。
- (7) 本学大学院の各研究科は、学位取得をめざす大学院生に対する重点指導をシステム化する。
- (8) 大学院生博士課程後期（学位取得後）の継続支援を行うため、本学に有給の研究員制度を設ける。
- (9) 教職員の啓発活動として、SD 及びFD に力をいれ、具体的な不正事案の紹介も実施する。また、eラーニングの受講（修了証の提出も必須）も勧める。
- (10) 学部学生や大学院生についても、eラーニングの受講、研修を通して指導（指導資料は具体性を持ち、意識の向上を図る）する。
- (11) 学内に置いて、不正を起こさない組織づくりを行う。

第4節 学生支援

1 学生サポート体制の確立

大学には、学生が学生時代に勉学において達成したいことを実現させる契約上の責務がある。そのためには学生の自覚、努力が前提になるが、本学は限られた財源のなかで学生の学修・生活を支援する効果的なサポート体制を確立する必要がある。昨今、特に留学生の退学者数が顕著であり、文部科学省からも指摘を受け、さまざまな改善策や分析を行っている。

下記の通り退学者の絶対数を減らすために必要な支援体制を構築し、令和6年時点の退学率は平均9%（1年生8%、2年生21%、3年生6%、4年生2%）程度であるが5%を超えないようにする。

- (1) 毎学期の単位取得状況や学習到達度について、アカデミック・アドバイザーの指導システムを体系化する。
- (2) 在留資格更新手続きの期間や必要書類を周知し在留資格更新の不許可による退学を防止する。
- (3) アカデミック・アドバイザーによる個別指導、教科担当教員によるオフィスアワー、キャリア支援室などによる支援実績を集計分析し、全学教務委員会において、支援マニュアルを作成する。
- (4) スポーツ系、文化系のサークル活動に対し、その活動意図を審査のうえ、学内施設の使用許可を含めた支援をさらに充実させる。
- (5) 保健相談室および学生相談室に資格を有する職員を引き続き配置し、学生生活のサポートをしていく。
- (6) 犯罪やセクハラなど不測の事態に巻き込まれた学生、心身の健康問題を抱える学生、家庭の経済状況悪化に苦慮する学生に対する相談支援体制を充実させる。
- (7) 卒業生の情報交換の場を同窓会と連携し、継続的に情報交換の場を設ける。
- (8) アカデミック・アドバイザー相互の情報交換や学生とのコミュニケーションの機会を充実させる。
- (9) 就職活動において企業選択の要因となる、インターンシップの支援を行う。

2 実習指導の充実

実習の成果を確実なものとし、卒業後に活かせるようにする工夫が必要である。また、国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師においては、実践者として社会のニーズに応えられるよう理論と実践の統合が図られる実習が行えるようにする。加えて実習を修了した者が実践現場においてリーダー的立場や管理者としての実務が担える人材として活躍できる力の涵養を図る。そのために下記のことを実施していく必要がある。

- (1) 履修要項に定められた配当学年に設定された科目の履修及び単位の修得をした上で、定められた実習を行えるよう実習に向けての履修指導を徹底する。
- (2) 実習に送り出す学生の事前評価、選抜は学生の将来を見据えた客観的基準に基づいて厳格に行う。とりわけ対象学生の基礎資格判定時においては、GPA判定のみならず、生活面や日常の授業態度なども判定材料に含めて慎重に審議し、実習先の配属は配慮の必要な学生をはじめとして個々の適性をふまえて行う。
- (3) 事前・事後指導においては、指導の目的に応じて一括指導及び個別、またはグループ指導を併せて実施する。
- (4) 新たな実習評価の方針と具体的な評価方法の実践を通じて、その内容の妥当性と効果性を評価しつつ、引き続き厳格な実習単位の付与とその目的に沿った有意義な実習実施に向けた個別的教育・支援の提供を図る
- (5) 質の良い実習が行えるように実習先施設・機関との友好協力関係の構築、連携体制の強化を図り、各種実習システムの充実を図る。また、時代の要請に応じ変化するカリキュラム内容を踏まえて、様々な実践の場での実習を経験させられることができるように実習施設の開拓と、実習施設の質の見極めを行い、実践現場との連携において人材の育成を図っていく。

(6) 実習指導担当教員、実習巡回指導担当教員、またキャリア支援室相互の連携強化を図り一貫した実習教育を展開する。

(7) 事前に、アカデミック・アドバイザー、実習巡回担当者、キャリア支援室間で協議をした上、学生本人と十分な事前面談を行い、学生本人の特性に合わせた良い実習が行えるようサポート体制を整える

(8) 実習での ICT 活用を通じて実践活動で求められるリテラシーを涵養する。

3 留学生の学修・生活の支援

国際交流の推進によって海外からの留学生を支援するため、特に学修・生活面を含めたサポート体制が必要である。

(1) 学生の修学支援・生活支援に資するため、留学生教育センター及び留学生教育センター各種部会の充実を図る。

(2) キャリア形成のための日本語能力向上講座の発展を図る。

(3) 本学への留学生に対する、日本語習得から大学院までの一貫した教育プログラムを作成する。

(4) 留学生支援室において、進学・授業相談や日常の幅広い生活サポートを担当する。

また、進学就職等、卒業後の進路指導・支援について、日本人学生と同等の体制の構築をめざす。

(5) 奨学生の選抜に際しては、成績や学習態度、生活態度、経済状況を総合的に判断し、奨学生に真にふさわしい人物を選べるよう、また優秀な留学生の募集に資するよう、奨学金制度や授業料減免制度およびその運用の改善・見直しを継続的に行っていく。

(6) 公私の奨学金制度を研究し、適格な学生に周知し推薦する。

(7) 教務課およびアカデミック・アドバイザーは学生のアルバイト状況を把握し、学業との両立に支障のないように指導する必要がある、その体制を構築する。

(8) 本学の留学生の多様な状況に応じた指導を柔軟に行うための教育プログラム設計や教員間連携などの仕組みづくりを、PDCA サイクルに従い計画・実施・検討・改善を継続的に進める。

①日本語レベルチェック、自己評価アンケートの作成、実施、結果の検討、改善を行う。

②日本語関連各科目のルーブリックを作成し、評価、検討、改善を行う。

上記および担当科目実施報告書、同一科目担当者協議会を踏まえた課題案の作成、運用を行う。上記を踏まえた共通シラバスの検討、改訂を行う。

4 障がいのある学生の学修・生活の支援

学業不良による中途退学者の中には、見えない社会的障壁によって適応困難を生じた障がいのある学生もいると考えられる。個々への合理的配慮については専門的知識に基づいた対応が必要である。

(1) 個々のニーズを受け止める専門部署（窓口）を作り、研修を積んだ専門職員（コーディネーター）を配置し、相談に応じる。

(2) 専門職員を障がい学生実務者研修に派遣し、研修の成果を学内でも共有する。

(3) 窓口のみならず学内全ての機関でニーズを共有し、サポート体制を作る。

- (4) 学生相互でのサポート（ピアサポート）を推進し、福祉を志向する学生の体験学習として認める。たとえば、授業や相談の補助的業務を学生に提供し、学内研修とする。
- (5) 年少の子供を対象として近隣からの相談にも応じ、特に心理学部や保育児童学部の学生には、療育体験の場として、障がいのある子供と触れあう機会を作る。
- (6) 障がいのある学生や障がい当事者を外部講師として授業で講義する場なども設ける。

第5節 地域貢献

各キャンパスが、それぞれ地域に根ざした地域貢献・連携活動の計画的な実践を通じて大学の有する専門的機能の地域還元を図ることが求められている。また、そのような取り組みを具体化するための組織体制を整備する必要がある。

- (1) ぐんま地域・大学連携協議会を中心に、群馬県との連携を進め、取り組みを具現化する。
- (2) 群馬県伊勢崎市との協定、伊勢崎市教育委員会との覚書に基づく体験学習型学生派遣を進めるとともに、社会的なニーズへ対応できるよう体制を整える。
- (3) 現在実施されている東京都豊島区および北区との共同・連携事業を充実させるとともに、両キャンパスの地域的ニーズに応じた新たな事業連携について対象自治体と協議する。
- (4) 愛知県、また名古屋市との連携や地元商店街の催事への積極的参加と学生ボランティアの参加による地域貢献を継続し、地域貢献を深化していく。
- (5) 専任教員による自治体等の審議会委員就任などの協力活動を組織的に進める。
- (6) 地域貢献、地域連携事業の促進に向け、地域連携推進専門部会を中心とし地域貢献、連携活動を取りまとめる体制整備を組織的に進める

第6節 国際交流の推進

本学の特色を活かした国際交流を推進し、教育研究活動の国際化を図る。

- (1) 本学への留学生に対する、日本語習得から大学院までの一貫した教育プログラムを作成する。
- (2) 事務組織内の留学生支援室において、進学・授業相談や日常の幅広い生活サポートを担当する。また、進学就職等、卒業後の進路指導・支援について、日本人学生と同等の体制の構築をめざす。
- (3) 留学生教育センターやその運営委員会を充実させ、留学生と日本人学生との交流の機会を持たせ、グローバル社会で活躍できる人材育成に向けた教育活動を多様化させる。
- (4) 本学における国際交流の核となるべき国際交流センターやその運営委員会を充実させ、外国の大学との戦略的交流をさらに拡大させる。
- (5) 海外短期研修・留学をさらに充実させる。
- (6) 教員の国際学会への参加、研究発表を支援する。
- (7) 海外からの研究者の招聘を支援する。

第3章 経営・管理と財務

第1節 運営体制

1 管理運営におけるガバナンスの強化

元理事長・学長（創立者）に関わる一連の管理運営上の問題に係る第三者委員会からの指摘を受け策定した再発防止策を着実に実行し、創立者との関係遮断及び影響力を排除した適切な法人運営を行う。その上で、社会、経済情勢の変化に即応し、安定した学校経営を行うため、理事会、評議員会及び監事はその職務権限に基づき建設的な協働と相互けん制を行い、適切かつ迅速な意思決定と機動的運営を行う体制を確保する。

(1) 理事会、評議員会及び監事は、寄附行為、法令および根拠規定に基づいて、その職務責任を遂行する。

(2) 理事会のガバナンスの強化を図るため、過半数の5名を外部理事とする。

(3) 創立者との関係遮断、影響力排除の観点で規定される選任基準を満たした者のみが理事、評議員及び監事に就く体制の実現と維持を行う。

(4) 理事会、評議員会において、健全な議論、質の高い意思決定や適切な監督が行えるよう、事務局による効果的なサポートを行う。

(5) 理事会で必要な意思決定を行うことに加え、決定した計画等の進捗、達成状況等の確認や、必要に応じた追加指示等を適切に行うため、一元的な進捗管理、情報共有や報告を行う。

(6) 教学の最高意思決定機関である教育研究評議会と、その下部に位置する各種学内委員会の権限、議決方法、実施の仕組みを明確化し、活動記録を文書で保存する。

(7) 教学組織（各学部、研究科）および事務組織の権限と意思決定の仕組みを明確化し、記録を文書で保存する。

(8) 教職員の健全育成のためのコンプライアンス教育や人材育成を推進する。公平性、透明性の高い人事評価制度の整備を行う。

(9) 実効性高く、安心して役員、教職員が利用できる公益通報制度の整備と運用を行う。

(10) 私立学校法改正施行への対応も含め、より強固な内部統制システムの確立と継続的な改善を図る。その内容を踏まえ、ガバナンス・コードの見直しを行う。

(11) 第三者評価機関の評価基準を取り入れた自己評価の方針やシステムを明確化するとともに、自己評価結果を学内外に周知・公表する。

(12) 各種諸規則を、相互間の齟齬がないよう定期的に点検する。

(13) 各種諸規則の研修会を実施する。

(14) 諸規則変更の都度、各所属長から所属教職員に変更内容を周知する。

(15) 公印取扱規程、経理規程に基づく実質的で厳格な公印取扱い・経理を実行する。

(16) IR(Institutional Research)機能体制を整備し、学内情報の一元管理と情報の整理・共有化を推進する。

2 内部監査・監事監査体制の強化

内部監査・監事監査体制の強化を図るため、以下を行う。

(1) 理事長が主体となり、内部監査担当理事・監事、内部監査担当者を集め、三者による内部監査に関する定例監査会議を開催し、情報交換・意見交換を行う。

(2) 内部監査室を設置し組織上に位置付け、責任をもって監査を行う。（別紙参照）

(3) 重点監査項目として、理事会運営に関わる項目を設定し、適切な理事会運営や審議が行われているかどうか、継続的にモニタリングを行う。

(4) 業務監査項目について、監査担当職員と連絡を密にし、監査の項目を適切に策定する。

- (5) 監査体制の充実に向けて、監事補助職員の配置、内部監査室職員の増員を検討する。

学内に、令和7年4月より情報収集や情報分析を行う機関として、「業務管理室」を設置した。業務管理室は、内部監査機構の役割を果たし、自己点検・評価委員会と連携しPDCAを点検・評価し改善等を行う（図1：「内部質保証の方針について」参照）

学内各種委員会は、年度始めに、P（計画）を示し、D（実行）各事業の実施し、C（検証）をする。コロナの流れを通して、事業ごとに反省を行い、A（改善）に繋げ、大学の発展に寄与する。

年間を通じて当該年度の流れは、以下のようになる。（表1、表2、表3参照）

計画(P)→実行(D)→検証(C)→改善(A)→計画(P)
（当該年度の3月頃に、次年度「計画」に活かす。）

3 広報活動

大学は淘汰の時代に入っており、社会が求める要望に応じられる大学をめざす。意欲をもって学習に取り組み、その成果を携えて健全な社会人たらんとする者には、幅広くその機会を提供するものであり、アドミッション・ポリシーを掲げ、そのことを明瞭な形で学生募集に反映させたいと考える。さらに社会一般に本学の存在意義が認知され、社会から信頼される大学をめざし広報活動を行う。

(1) 学生の就職先・就職率、国家試験の合格者数・合格率、教員採用試験の合格者数・合格率など、本学の教育成果を広く効果的に発信していく。

(2) 各キャンパスの特長等について、視覚的情報を活用して広報する。

(3) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のソーシャルメディアを積極的に活用する。

(4) 大学・教職員・学生による地域貢献・社会貢献・国際交流活動を集約し、迅速に広報できるよう、担当組織の整備も含めた情報収集体制を確立する。

(5) 入学者選抜方法の改革・改善を継続的に行い、優秀な学生確保に努める。

(6) 高校および各種教育機関との間で本学への入学希望者の受入れ等を含む提携関係を構築することも視野に入れながら、高大連携プログラムの一層の充実と周知を図る。

第2節 教職員

1 事務組織の充実

事務組織は大学の使命を遂行する上においては、その組織力を発揮して、大学を支える役割を果たさなければならない。事務組織の積極性、機動性の如何が、大学存続の重要なファクターであるから、その見直しや合理的組織化を検討する。

(1) 理事長をトップとし、事務局長、課長を通じて系統立てられる事務組織の権限と指示、命令の仕組みを全職員間で共有する。

(2) スタッフ・ディベロップメント（SD）を充実させ、職員の資質の向上を図る。

(3) 報告・連絡・相談の具体化、体系化とその実施を、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を通じて徹底する。

(4) 業務遂行の効率化をめざし、状況に応じて事務組織の改革を検討する。

2 教員組織と事務組織の連携の強化

大学の理念・教育方針の具現化、教育目標の達成に向けて教員と職員の連携を密接に保つ。

- (1) 全体ミーティング等を通じて教職員間の問題意識を共有する。
- (2) 学内委員会への教職員合同参加の方式を維持し、充実をはかる。
- (3) 効率的な学校運営を実現すべく、教職協働を推進する。

3 教職員の適正な配置

(1) 本学の建学の精神・使命にのっとり、教育・研究の基本体制を維持しながら、法人事務局において年齢分布等も踏まえた専任教員採用計画を立て進め、学部教授会の要望も参酌しつつ、専任教員採用を実施する。

(2) 専任教員の昇格、昇給に関する内部基準を実効性あるものに設定する。

(3) 専任教員のモラルを維持する観点から、定年制やテニヤ制度を有効に活用する。

(4) 学部・学科の定員変更による在学生数の増減を考慮した教員の所属、学部配置の異動を検討する。

(5) 職員の昇給・昇任・異動については、業務遂行に必要な資質と能力と実績を評価基準とした、適切な人事考課制度を実施できるよう、定期的に制度内容を点検し改善する。

第3節 財政基盤の再構築

令和2年度以降、連続して多額の経営赤字が続いており、現在、日本私立学校振興・共済事業団による経営判断指標で「D3」段階に相当している。原因として学生数の減少と平成31年度以降の私立大学等経常費補助金（経常費補助金）の全額不交付が挙げられる。当学園は令和4年度に学校法人運営調査の対象となり、「経営が悪化しており、直ちに適切な経営改善が必要な『集中経営指導法人』」と判定された。令和5年度と同6年度には、経営改善計画（財務計画を含む）を文部科学省に提出し、学校法人運営調査委員によるヒアリングを受けた。令和9年度まで指導が継続する。中長期の財務計画は、理事会で決定し文部科学省に提出される経営改善計画によるものとし、経営改善計画最終年度（令和9年度）には経常収支差額を9.7億円の黒字とし、経営判断指標をB0へ改善することを目指す。

令和10年度以降の経営改善計画を自主的に策定し、指導終了以降も継続的に経営改善に努める。

1 収入面の強化

財政基盤の再構築に向けて、本業の学納金収入の確保を最優先課題にし、学生募集策の強化を重点施策としたい。具体的には、経営改善計画最終年度の令和9（2027）年度に以下の入学者数の目標を掲げている。

・令和9年度 全学部・研究科入学者数目標

1年次入学者・・・1,120名

大学院（修士）・・・ 126 名 収容定員超過率（学部）：109%

上記目標達成にむけ、当学の知名度を向上させ、高校生に効率的に探究するための各種施策を実施する。

- (1) 外部媒体を用いた広告、SNS 配信、HP によるコンテンツ配信等の実施回数及び発信した情報に接触する件数につき、目標数値を掲げて行う
- (2) 学生発信や教職員配信の強化等効率的・効果的な配信内容及びコンテンツの改良を目指す。
- (3) ターゲット高校への訪問や、ガイダンス参加など入学者ないしは周囲助言者への直接的なアプローチにて、着実に情報発信を行う。
- (4) 特定の高校やガイダンス参加に単なる参加・情報配信にとどまらず、目的を持った訪問やコンテンツ提供を目指す
- (5) 当中長期計画の最終年度である 2030 年度に、私立大学等経常費補助金が全額交付に回復するよう、改善努力を十分に行う。
- (6) 寄附の募集や施設の貸し出しなど、収入の多様化を図る。

2 支出面の圧縮

厳しい財務状況に鑑みコスト削減施策により 2 億円程度の経費削減を段階的に図り、令和 9 年度には経費総額（32 億円）程度を目指す。

- (1) 人件費については、第 3 章経営・管理と財務第 2 節 3 項「教職員の適正な配置」に記載の内容の通り業務の効率化や業務プロセスの改善を進めつつ、適正な体制に再構築する。
- (2) 教育研究経費と管理経費については、聖域をつくらず、支出の必要性を十分に確認しながら、強力に削減を進める。
 - ① 通信教育課程において、教科書代金及び配送料の大学負担廃止により経費削減を図る。
 - ② 大学パンフレット発行部数による印刷製本費、業務委託費などの削減を図る。
- (3) 予算進捗管理ツールの使用などにより、予算や支出に対する意識を常に持った組織運営を進める。

3 目標数値

- (1) 中長期の財務計画は、理事会で決定し文部科学省に提出される経営改善計画によるものとする。
- (2) 経営改善計画最終年度（R9）には経常収支差額を 9.7 億円の黒字とし、経営判断指標を B0 へ改善する。
- (3) 令和 10 年度以降の経営改善計画を自主的に策定し、指導終了以降も継続的に経営改善に努める。
- (4) 財務委員会は規程に定められる予算編成等に関する審議を行うとともに、財務に関わる PDCA サイクルを構築し定着させる。

◆事業活動収支計算書（見込）（単位：百万円）

区 分	金額の内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込 (最終年度)
経常収入	実績・今回見込額	6,505	6,030	5,284	5,757	6,386	6,512	6,718
	5ヵ年計画策定時	—	—	5,430	6,051	6,667	7,056	7,668
うち学生生徒等納付金	実績・今回見込額	5,869	5,502	4,919	5,409	6,101	6,270	6,523
	5ヵ年計画策定時	—	—	5,093	5,735	6,391	6,820	7,472
うち経常費等補助金	実績・今回見込額	223	217	190	176	132	88	44
	5ヵ年計画策定時	—	—	191	170	130	90	50
経常支出	実績・今回見込額	7,100	6,786	6,819	6,091	5,795	5,885	5,744
	5ヵ年計画策定時	—	—	6,603	6,435	6,431	6,727	7,021
うち人件費	実績・今回見込額	3,526	3,178	3,038	2,627	2,485	2,624	2,534
	5ヵ年計画策定時	—	—	3,004	3,004	3,004	3,104	3,204
うち教育研究経費	実績・今回見込額	2,706	2,700	2,667	2,645	2,520	2,482	2,444
	5ヵ年計画策定時	—	—	2,754	2,754	2,754	2,854	2,954
うち管理経費	実績・今回見込額	795	838	1,064	772	743	738	731
	5ヵ年計画策定時	—	—	764	611	611	711	811
経常収支差額	実績・今回見込額	△ 595	△ 756	△ 1,535	△ 334	592	627	975
	5ヵ年計画策定時	—	—	△ 1,173	△ 384	235	329	647
うち減価償却額	実績・今回見込額	310	290	213	206	203	202	203
	5ヵ年計画策定時	—	—	230	230	230	230	230

◆運用資産・外部負債（見込）（単位：百万円）

区 分	金額の内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込 (最終年度)
運用資産	実績・今回見込額	1,606	1,130	1,492	1,238	1,889	2,487	3,207
	5ヵ年計画策定時	—	—	1,966	1,744	1,911	2,341	2,748
外部負債	実績・今回見込額	5,320	3,504	2,335	2,335	2,197	1,922	1,646
	5ヵ年計画策定時	—	—	2,152	2,024	1,833	1,579	1,326
差 引	実績・今回見込額	△ 3,714	△ 2,374	△ 843	△ 1,097	△ 308	566	1,561
	5ヵ年計画策定時	—	—	△ 186	△ 280	78	761	1,422

(注) 運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券

(注) 外部負債＝長期借入金＋学校債＋長期未払金＋短期借入金＋1年以内償還学校債＋未払金＋手形債務

◆活動区分資金収支計算書（見込）（単位：百万円）

区 分	金額の内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込 (最終年度)
教育活動資金収支差額	実績・今回見込額	△ 570	△ 689	△ 933	124	916	996	1,112
	5ヵ年計画策定時	—	—	△ 291	12	461	781	752
施設整備等活動資金収支差額	実績・今回見込額	275	2,003	2,301	△ 83	△ 83	△ 83	△ 83
	5ヵ年計画策定時	—	—	2,630	△ 70	△ 70	△ 70	△ 70
その他の活動資金収支差額	実績・今回見込額	△ 32	△ 1,790	△ 1,006	△ 294	△ 182	△ 315	△ 309
	5ヵ年計画策定時	—	—	△ 1,502	△ 164	△ 224	△ 281	△ 275
計	実績・今回見込額	△ 328	△ 476	362	△ 253	651	598	720
	5ヵ年計画策定時	—	—	836	△ 222	167	430	407

第4節 自己点検・評価、情報公開

1 自己点検・評価

大学においては、令和6年度の日本高等教育評価機構による第三者評価で不適合認定を受けたところである。次回の認証評価に向け3年後の再審査にて適合評価を得られるよう計画的に自己点検・評価を行う。

- ①自己点検・評価体制を整備し、恒常的な自己点検・評価活動を行って、改革の推進、質の向上に努める。
- ②自己点検結果については学外にも公表する。

2 情報公開等の推進

社会に開かれた大学として、積極的に情報公開を行う。

- ①情報公開を広報戦略の一環として位置づけ、わかりやすい情報を適時に発信できる体制をさらに充実させていく。
- ②公開必要情報の洗い出しを行い、財務関連を含め、原則的に公開対象とする。

第5節 その他

1 教育環境の整備

校舎その他の教育環境整備を、計画的に実施する。

- ①各キャンパスの、学生数に応じた校舎等の教育環境の整備を行い、格差是正に努める。
- ②校舎を効率的に使用できるよう検討する。
- ③校舎の耐震診断・補強に配慮し、教育環境の整備を行う。
- ④IT化推進に伴う機器の最新化を行う。
- ⑤教育・研究機関としての教育施設・設備を充実させるとともに、安全と学生生活の充実に配慮した学校環境の整備を行う。

2 危機管理

危機管理マニュアルの更新を行う。

- ①開学以来 20 年を経過し、積雪、台風、地震等の自然災害を体験してきたが、これらの知見を踏まえ、学生・教職員を含めたさまざまな事象に応じた、危機管理の即応体制のマニュアルを見直す。また、自然災害だけではなく、感染症の世界的流行（パンデミック）に対する危機管理に備え、必要な保健管理体制等を検討するとともに、マニュアル化する。
- ②防災及び感染症蔓延防止に備えた、備蓄品整備について計画的に整備（補充等）する。
- ③避難訓練、防災訓練をキャンパスごとに定期実施する。

第4章 内部質保証

第1節 内部質保証とPDCAサイクルの強化

内部質保証を正確に実施して行く為に、本学では 2025 年業務管理室を設け、学園全体の教育面・学生指導面及び大学全体の管理と運営を行うこととする。具体的な業務として、教育研究上の目的等の反映の管理、内部質保証の組織体制についての管理、内部質保証のための自己点検・評価の管理、内部質保証の機能性の管理などを実施する。各項目における具体的業務及び質保証の視点は、以下の通りである。

1. 教育研究上の目的等の反映の管理

- ・使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。（学長より報告）
- ・使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。また、三つのポリシーに反映しているか（各学部長、各研究科長より報告）
- ・使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。（学長より報告）
- ・社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。（各学部長、各研究科長より報告）

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL
- ・使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

2. 内部質保証の組織体制についての管理

- ・内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
- ・内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- ・内部質保証のための責任体制が明確になっているか
（法人事務課より報告）

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・内部質保証に関する全学的な方針
- ・内部質保証のための組織図
- ・内部質保証に責任を持つ会議体の規則

3. 内部質保証のための自己点検・評価の管理

- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
- ・エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。
- ・自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
- ・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。
（自己点検・評価委員会委員長より報告）

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・自己点検・評価に関する規則
- ・直近の自己点検・評価の報告書
- ・自己点検・評価を担当する会議体の議事録
- ・自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
- ・IRなどを検討する会議体の規則

4. 内部質保証の機能性の管理

- ・アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。
（全学生支援委員会・総務課より報告）
- ・学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
（学長より報告）
- ・学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

(学長・法人事務課より報告)

- ・三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

(各学部長、各研究科長より報告)

- ・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。
- ・自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

(自己点検・評価委員会委員長より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- ・学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ・学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- ・学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ・三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ・自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ・自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

5. 経営の規律と誠実性の管理

- ・組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。
- ・法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。
- ・法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

(法人事務課より報告)

- ・環境や人権について配慮しているか。
- ・学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

(総務課より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・組織倫理に関する規則
- ・情報公表に関する規則
- ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL
- ・私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL
- ・内部統制の組織体制を示す図
- ・内部統制に関する規則
- ・ハラスメント防止に関する規則
- ・個人情報保護に関する規則
- ・危機管理に関する方針・規則
- ・危機管理に関するマニュアル

6. 理事会機能の管理

- ・使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能している

- か。
- ・理事会の運営を適切に行っているか。
 - ・理事の選任を適切に行っているか。
 - ・大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。
(理事長、法人事務課より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・法人の意思決定に関する組織図
- ・予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- ・理事を選任する会議体の規則
- ・理事を選任した際の会議体の議事録
- ・中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- ・理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

7. 管理運営の円滑化とチェック機能についての管理

- ・意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。
- ・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
(法人事務課・総務課より報告)
- ・評議員の選任を適切に行っているか。
- ・評議員会の運営を適切に行っているか。
- ・監事の選任を適切に行っているか。
- ・監事は、監事の職務を適切に行っているか
(法人事務課より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・評議員を選任した際の会議体の議事録
- ・監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- ・予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
- ・監事監査に関する規則
- ・監事監査計画書

8. 財務基盤と収支の管理

- ・大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
- ・収入と支出のバランスが保たれているか。
- ・外部資金の導入の努力を行っているか。
- ・中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
(財務課より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・予算編成方針
- ・財務計画書
- ・外部資金導入の実績
- ・資産運用に関する規則

9. 会計業務の管理

- ・学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

- ・予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
- ・会計監査人の選任を適切に行っているか。
- ・会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
(財務課より報告)

<上記にかかる以下のエビデンス資料の収集>

- ・経理に関する規則
- ・会計監査人の選任に関する規則
- ・会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

2024年度の認定評価を受けて、大学全体の内部質保証の構築と維持発展が極めて重要であるという認識が共有された。これは、文部科学省に対する説明責任や、3年後の追評価に資するためにも不可欠であるとの見解である。

「見える化」の重要性

- ：内部質保証のプロセスや体制を、誰が見ても一目で理解できるような「見える化」が必要であるという意見が出た。教育研究体制、学生支援体制、苦情体制など、各側面での質保証の取り組みを図式化し、フローチャートなどで示すことが提案された。

具体的な内容

- ：第4章では、内部質保証の概念を教育面、運営面、学生支援面といった具体的な切り口で展開し、それぞれにわたる質保証の具体的な内容を記述する方針である。

IR (Institutional Research) の役割

- ：内部質保証を推進する上で、学内のIR (インスティテューショナル・リサーチ) の役割が非常に大きいことが確認された。現在、IRに関する組織(業務管理室)は設置され教職員が配置されている。

第2節 内部質保証の組織図(別紙、「資料1、資料2、資料3」参照)

- (1) 学部教授会・研究科委員会・委員会・部会および事務局より自己点検・評価の報告書を提出
- (2) 自己点検・評価報告書(案)の提出(再提出)
- (3) 諮問
- (4) 承認

- ①大学の方針の指示(P)
- ②課題・改善等の報告
- ③審議した改善策を学長に諮問
- ④評価(指示)(A)
- ⑤周知(指示)(A)

第3節 内部質保証の項目

内部質保証の項目については、日本高等教育機構「令和8年度 大学機関別認証評価受審のてびき」の評価基準等と自己判定の留意点に沿って「基準1」から「基準6」までの各項目を示し、評価の視点と評価の視点に関わる自己判定の留意点を以下のように示す。

各委員会は、それぞれの組織で規程を確認し、規程に沿った運営を行う。

年度当初に、当該年度の委員会事業計画を挙げ、委員で共有しなければならない(P:計画)。各委員会は、事業計画に沿って実施(D:実施)し、事業計画ごとに振り返りを行い(C:評価)、次期事業の改善(A:反映)をしなければならない。事業計画を実施する際、常に下記に示した項目を意識し、業務を遂行しなければならない。

基準項目 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①学内外への周知

1-1-①-A 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

②中期的な計画への反映

1-1-②-A 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

③三つのポリシーへの反映

ロ 1-1-③-A 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

④教育研究組織の構成との整合性

1-1-④-A 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか

⑤変化への対応

1-1-⑤-A 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

基準項目 2-1 内部質保証の組織体制

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

内部質保証のための組織の備、責任体制の確立

2-1-①-A 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

2-1-①-B 内部保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

2-1-①-C 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

基準項目 2-2. 内部保証のための自己点検・評価

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-①-A 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

2-2-①-B エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

2-2-①-C 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2-2-②-A 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

基準項目 2-3 内部質保証の機能性

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-①-A アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

2-3-①-B 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-②-A 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

2-3-③-A 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

2-3-③-B 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

2-3-③-C 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

基準項目 3-1. 学生の受入れ

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1①-A アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-②-A アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

3-1-②-B 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

(専門職大学のみ)

3-1-②-C 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

3-1-③-A 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

基準項目 3-2. 学修支援

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-①-A 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

3-2-②-A 学修支援のために、TA や SA (Student Assistant) などを適切に活用しているか。

3-2-②-B オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

3-2-②-C 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

3-2-②-D 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

基準項目 3-3. キャリア支援

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-①-A キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

②キャリア支援体制の整備

3-3-②-A 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

基準項目 3-4. 学生サービス

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①学生生活の安定のための支援

3-4-①-A 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

3-4-①-B 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

3-4-①-C 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

基準項目 3-5. 学修環境の整備

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-①-A 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

3-5-①-B 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

3-5-①-C ICT環境を適切に整備しているか。

(専門職大学のみ)

3-5-①-D 実験・実習室及び付属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。

②図書館の有効活用

3-5-②-A 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

③施設・設備の安全性・利便性

3-5-③-A 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

3-5-③-B 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

基準項目 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-①-A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

4-1-②-A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

4-1-②-B ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

(専門職大学のみ)

4-1-②-C 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-①-A カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-②-A カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-③-A カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し実施しているか。

4-2-③-B シラバスを適切に整備しているか。

4-2-③-C 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

(専門職大学のみ)

4-2-③-D 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。

4-2-③-E 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。

4-2-③-F 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。

④教養教育の実施

4-2-④-A 教養教育を適切に実施しているか。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

4-2-⑤-A アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

4-2-⑤-B 授業を行う学生数(クラスサイズなど)は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-①-A 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

4-3-①-B 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法

に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

4-3-②-A 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

基準項目 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-①-A 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

②権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-②-A 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

5-1-②-B 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

(専門職大学のみ)

5-1-②-C 教育課程連携協議会の構成は適切か。

5-1-②-D 教育課程連携協議会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

③職員の配置と役割の明確化

5-1-③-A 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

5-1-③-B 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

基準項目 5-2. 教員の配置

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点 口

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

5-2-①-A 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

5-2-①-B 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

基準項目 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-①-A 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

5-3-②-A 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

基準項目 5-4. 研究支援

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①研究環境の備と適切な管理運営

5-4-①-A 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

②研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-②-A 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

③研究活動への資源の配分

5-4-③-A 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

5-4-③-B 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

基準項目 6-1. 経営の規律と誠実性

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点 □

①経営の規律と誠実性の維持

6-1-①-A 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

6-1-①-B 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

6-1-①-C 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

②環境保全、人権、安全への配慮

6-1-②-A 環境や人権について配慮しているか。

6-1-②-B 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

基準項目 6-2. 理事会の機能

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-①-A 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

6-2-①-B 理事会の運営を適切に行っているか。

6-2-①-C 理事の選任を適切に行っているか。

②使命・目的の達成への継続的努力

6-2-②-A 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①法人の意思決定の円滑化

6-3-①-A 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

6-3-①-B 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

②評議員会と監事のチェック機能

6-3-②-A 評議員の選任を適切に行っているか。

- 6-3-②-B 評議員会の運営を適切に行っているか。
- 6-3-②-C 監事の選任を適切に行っているか。
- 6-3-②-D 監事は、監事の職務を適切に行っているか

基準項目 6-4. 財務基盤と収支

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点 口

①財務基盤の確立

6-4-①-A 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

②収支バランスの確保

6-4-②-A 収入と支出のバランスが保たれているか。

6-4-②-B 外部資金の導入の努力を行っているか。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

6-4-③-A 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

基準項目 6-5. 会計

評価の視点

評価の視点に関わる自己判定の留意点

①会計処理の適正な実施

6-5-①-A 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

6-5-①-B 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

6-5-②-A 会計監査人の選任を適切に行っているか。

6-5-②-B 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

第5章 学部・研究科

社会福祉学部・社会福祉研究科

1. 現代社会は、今までに類をみないほど多様かつ急速な変化を呈している。その中で児童、高齢者、障がい者等における福祉ニーズもまた多様化している。本学の教育においてもその多様性のある福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成を図ることが社会から求められている。したがって、実習のより一層の充実を図っていく必要がある。また、社会福祉関連施設等の管理・運営者としてマネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる人材の育成が重要な使命である。
2. 広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる人材の育成が重要である。
3. 豊かな人間性の育成や基礎学力を身に付けるための科目を充実させ、専門教育においては理論と実践の統合を目指し、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を注ぐため、カリキュラムの見直し等も検討していく。
4. 福祉分野における人材不足が課題となっている中で、AIやICT、DXの活用が福祉分野

の生産性の向上に大きな期待が込められている。国も介護現場等における介護の生産性の向上に補助金を出している現状である。本学の教育の中においても、ICTやDXの活用を行った実践力を身に付けさせる教育内容の検討を行っていき、実習等での導入を目指していく。

5. 組織経営の観点に立った、社会福祉事業に関する専門的・体系的な知識を身に付け、社会福祉関連施設等の経営・管理者としてのマネジメント能力、および社会福祉事業を通じた社会貢献ができる人材を育成する。また、組織経営にあたり社会福祉法の理念に立つこと、および利益の確保と公益性の追求という2つの目的をバランスよく実現することを理解できるようにすることが重要である。
6. 社会福祉学・心理学に関する専門的・体系的な知識・技能を身に付け、現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチできる実践的能力を備えた人材の育成を図る。

以上のことを踏まえ、社会福祉の専門職を養成するための中長期計画は、地域の福祉ニーズや制度改革に対応しながら、持続可能で質の高い人材育成を目指す戦略的な取り組みを行っていく。以下のような柱を立てて構築する。

1. 令和11年度までに介護福祉士は100%、社会福祉士及び精神保健福祉士は70%以上の合格率を目指す。そのためには、現行のキャリア支援教育の在り方を検証し、戦略的に目標の実現のため取り組んでいく。また、卒業に関する要件の見直しも検討し、学生個々が自ら学びを深め、個々の特性有る学生の能力が伸ばせる教育システムの検討を行う(介護福祉士養成演習Ⅰ・Ⅱ、介護福祉士国試対策講座(4年生)、社会福祉士養成演習Ⅰ・Ⅱ、社会福祉士国試対策講座(4年生)、精神保健福祉士養成演習Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉士国試対策講座(4年生)の内容及びコマ数の検証、合格率をあげるための戦略的な検討、介護実習、ソーシャルワーク実習等を卒業要件から外すことの検討、資格取得優先から卒業要件優先への検討、教養基礎演習Ⅰ・Ⅱの学部ごとのシラバスの検討等)。
2. 福祉分野におけるAIやICT・IT、DXの活用が広がる中で、大学教育においてもその分野に精通した人材の養成が求められている。新たな分野における教育課程を学生に対して行うことが必要になっている(すでに教員養成において、小学校でも実際の教育が行われていることから、教育課程に取り入れられている)。今後、時代の流れと社会の要請に応えるべく、福祉の実践現場における導入と活用のリサーチを行うとともに、新たな科目の検討とカリキュラムの編成を早急に行う必要がある。また、各実習におけるITを活用した実習についても計画的に導入を検討する(2~3年後)。
3. 経営福祉専攻における留学生の修学支援の強化を図る。留学生の受け皿としての専攻ではなく、経営福祉学を学び、実践的な活躍ができるよう人材の養成を行う。その為に、アドミッションポリシーに沿った(具体的には入学時点において、N2相当の日本語能力を有する)学生を受け入れるという方針で選抜を行っていく。また、卒業までにN1合格を誓約させる。そして、上記5にある組織経営の観点に立った、社会福祉事業に関する専門的・体系的な知識を身に付け、社会福祉関連施設等の経営・管理者としてのマネジメント能力、および社会福祉事業を通じた社会貢献ができる人材を育成する。日本人学生にとっても魅力ある専攻になるように経営福祉専攻で学ぶ意義を広く周知していく。
4. 心理福祉専攻においては、現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチだけではなく、福祉を中心とした対象を支援していく上で、専門職として国家資格を取得して、心理学(公認心理師)という観点から、実践的な活動が行える人材の育成を行う。
5. 現在、伊勢崎キャンパスにおいては、社会福祉学科社会福祉専攻社会福祉コースと介護福祉コースに分かれているが、他大学等の状況においては、社会福祉士を養成する中で介護福祉士の資格を取得できるようになっているところが多く見られる。そして、介護福祉士養成主とし

ている専門学校、短大においては、日本人学生の入学者数が激減しており、学校経営に大きく影響している状況である。そこで、経営危機を乗り切るために、留学生の受け入れを多くの養成校で行っている。国も介護の働き手を増やすべく、国家試験のパート合格制度を今年度(令和7年度)の試験から、導入することになった。そのような状況の中で、大学教育の中では介護福祉士だけを養成するという使命の状況は変わっている。したがって、今後、前述したように社会福祉士の国家取得にプラスとして介護福祉士の国家資格を取得するという流れに変えていく必要がある。

6. 人材に関しては需要と供給のバランスにおいて、需要が上回っており、供給が追いついていない社会の状況がある。本学部において、必要な人材育成をするにしても、日本人学生が多く集まらない現状である。いかにして日本人学生が本学部に入學してくれるような取り組みを行うかが、カギである。

① 令和7年度の年次計画

令和7年度においては、中長期計画の6つの柱の構築のために以下のことを行っていく。

1 について（4 についても含む）

- 1) 国家試験の合格率介護福祉士は100%、社会福祉士及び精神保健福祉士は6年度の合格率より10%以上の合格率を目指す。
- 2) 現行のキャリア支援教育の在り方を検証する。
- 3) 令和11年度の目標を達成する為、戦略を具体的に目標値について定め取り組んでいく。
- 4) 卒業に関する要件の見直しを検討する(国家資格受験のための実習が必修要件となっている)。
- 5) 学生個々が自ら学びを深め、個々の特性有る学生の能力が伸ばせる教育システムの検討を行う(卒業論文・卒業研究の必修、資格取得優先から卒業要件優先への検討、早い段階で社会福祉の学び具体的に体験する教養基礎演習Ⅰ・Ⅱの活用についての検討、学部ごとのシラバスの検討等)

2 について

- 1) 福祉の実践現場におけるデジタル技術の導入と活用のリサーチを行う。
- 2) 新たな科目の必要性和カリキュラム変更の見直しの検討をする。
- 3) 各実習におけるITを活用した実習についての検討をする。

3 について

- 1) 入学時における日本語能力のチェック(N2相当のノベルの証明の提出)
- 2) 学部内での入試管理の徹底を行う。
- 3) 魅力ある経営福祉専攻についての検討と学ぶ意義を明確にする。そして広く周知する。

5 について

- 1) 現行のコース制のメリットデメリットの整理を行うとともに、新しい社会福祉専攻のメリットデメリットについても検討する

6 について

- 1) 本学で社会福祉(社会福祉士・精神福祉士・介護福祉士・公認心理師の資格取得)を学ぶことの優位性を明確にして、社会あるいは今後、福祉、心理に関する仕事の担い手となることを目指し、本学の入学を希望してもらえよう様々な人たちに対するアピールをする。
- 2) 学生に対して、様々なプロジェクトへの参画を促し、学生が自ら実践活動を行えるようにする。

第2節 教育学部・教育学研究科

1. 全体目標：教育に関する目標・教育方法（教育課程・教育内容）に関する目標・学生支援に関する目標・研究の成果に関する目標・グローバル化・国際交流に関する目標・社会との連携・地域貢献に関する目標 等

○教育に関する目標

「福祉の心」と「フロンティア精神」、教職に対する高い倫理観を持ち、他者と協働して教育の諸課題の解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材の育成を目指す。

【学校教育専攻】

- (1) 教職の専門性を担保する知識を確実に習得し、教育の実践者として主体的に判断するための基礎となる力を身につける。
- (2) 児童生徒への指導力やカウンセリング能力を身につける。
- (3) 授業力を身につける。
- (4) チーム学校の一員として機能するための基本的姿勢、コミュニケーション能力を身につける。
- (5) 学校事務・授業実践に必要な ICT 活用能力を身につける。
- (6) 教育現場の諸課題に対する問題解決能力を身につける。

【学校教育専攻／養護教諭コース】

- (1) 専門性を担保する知識（教育、医学・看護）を確実に習得し、専門職として主体的に判断するための基礎となる力を身につける。
- (2) 保健室での対応に必要な児童生徒への指導力やカウンセリング能力を身につける。（健康相談・保健指導、生徒指導）
- (3) 集団を対象とした健康教育を実践する指導力（授業力）を身につける。
- (4) 学校保健の中核的役割や、コーディネーターの役割果たすために必要な積極性（企画力・実行力）、コミュニケーション能力を習得するとともに、チーム学校の一員として機能するための基本的姿勢を身につける。
- (5) 学校保健活動の推進に必要な ICT 活用能力を身につける。
- (6) 福祉に関する基本的な知識や姿勢を習得し、保健室における問題解決に活用する力を身につける。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

国際的な広い視野と他者への共感を基盤として、理論的・科学的思考力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決力を備えた人材を育成する。その中核に多文化共修（日本人と留学生が協働・対話・省察を通じて学ぶ学修形態）を据え、教育現場・地域社会・国際的実践で通用する実践的人材の育成を目指す。そのために、次の教育目標を掲げる。

- (1) 多文化共生・国際理解の体系的修得：多様な文化・言語・生活背景への理解を理論と事例で体系化し、国際教育の基礎知および異文化協働スキルを多文化共修・PBL・COIL 等のアクティブ・ラーニングで涵養する
- (2) 人間発達・環境・保健に関する基礎理解：グローバルな教育人材に求められる人間の発達・環境・保健の基礎知を修得し、教育実践に結び付ける。
- (3) コミュニケーション能力・言語理解・言語指導能力の修得：日本と海外の橋渡しとなるコミュニケーション能力（やさしい日本語/英語を含む実用言語運用）、言語理解や言語指導における専門的知見を多角的に身に付ける。

- (4) 情報活用・学術倫理に立脚した実践力：ICT・データリテラシーを適切に活用し、引用・出典・AI 利用を含む学術作法を遵守して、教育・地域課題の解決に活用できる力を養う。
- (5) 課題発見・解決と省察の循環（PDCA）KPI：現場で課題を発見し、協働的に解決し、その成果を e ポートフォリオで可視化・省察（リフレクション）し、次の実践に接続する力の修得。
- (6) 多文化共修を中核化：本専攻は日本人×留学生の協働・対話・省察による地域実装型学修（多文化共修）を標準化する方向性を目指す。多文化共修の実施率は R8 から目標値を設定し、学修成果を e ポートフォリオで可視化する。

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 日本語教育に対応できるよう、日本語に関する知識を深め、日本語運用能力を高める。
- (2) 言語教育と自分との関わりの中で目標を明確にし、自律的に学習する姿勢を育てる。
- (3) 日本語教育を通じて国際的な視野を広め、多文化共生を図れる人材を育成する。
- (4) 日本語教育実習ではティーチング・ポートフォリオを作成させ、内省と自己研鑽のできる教育者を育成する。

○教育方法（教育課程・教育内容）に関する目標

1. 教育課程に関する目標

学校教育の場で活用できるアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付け、足元から実践を起こせる資質能力の育成を目指す。

[学生の成長プロセスを把握する指標／KPI] を設定する。

- ・進級率・退学率・GPA・単位取得率・成績分布・講義出席率・学生の自己評価（ポートフォリオ、教職履修カルテの評価の活用）・実習の達成率・実習先からの評価・学生による授業評価・学生満足度評価・外部委託の学士力調査（1年次から3年次の成長の比較）等

[卒業時の評価]

- ・学生の希望する職種（教育・福祉・心理分野における対人支援職・教育業界等）への就職率・教員免許取得率・正規採用合格率・教員就職率（正規採用及び臨時的任用）

【学校教育専攻】

- (1) 専門科目
 - ・初年度教育の充実・授業力を身につける科目の充実・教育実習に向けた科目の充実
- (2) キャリア科目
 - ・キャリア科目のカリキュラム編成の検討
- (3) その他
 - ・「福祉の心」と「フロンティア精神」、教職に対する高い倫理観を持った教員の養成を担保する科目の設置。

【学校教育専攻／養護教諭コース】

- (1) 専門科目
 - ・初年度教育として、養護教諭専門科目を1年次に配置する。
 - ・健康教育を推進する力（授業力）を身につける科目の充実。例）中高保健科免許状、小学校免許状の資格登録の推奨。（または指導法に関する科目の履修を推奨）・看護系科目の充実（養教経験者による指導の継続・拡充）
- (2) キャリア系科目
 - ・4年次春期のキャリア科目のスリム化 ・他学部からの履修者の負担を考慮したカリキュラムの整備
- (3) その他

- ・「福祉の心」と「フロンティア精神」、教職に対する高い倫理観を持った教員の養成を担保する科目の設置。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- (1) 2コースの統合と再設計：国際教育コース・日本語教育コースの統合を起点に、専攻共通の必修＝共通基盤の上に、目的別モジュール（A日本語教師国家資格／B英語教員免許／Cグローバル教養）を重ね履修できる柔軟課程へ再編する。
- (2) 多文化共修を中核：日本人×留学生の協働・対話・省察による地域実装型学修を標準化。一律適用は行わず、学修要件（N2・前提科目・教員免許資格登録等を条件化）をシラバスに明記し、段階導入と代替ルートで質保証する。
- (3) 国際実践の複線化：〈留学拡充〉〈非留学＝COIL・オンライン・国内PBL〉〈ハイブリッド〉を整備し、需要・実績に応じて配分する。
- (4) 学修基盤の整備：日本語ブリッジ（単位化）を設置し、初年次プレイスメントと段階解禁で〈N2必須〉科目の質を担保する。
- (5) 連携と実装環境：学校教育専攻に履修上の協力（選択群化・時間割調整）を依頼し、ハイフレックスと学内外連携（他大学・地域・海外）で混成授業を制度的に確保する。
- (6) ガバナンスと可視化：国際教育専攻カリキュラム委員会（月1）でPDCAを運用し、カリキュラム・マップ整備、重複整理・名称統一、eポートフォリオによる成果可視化を進める。「海外留学入門」→「多文化共修入門PBL」等の再設計を行う。
- (7) KPI（目安）：R7 文書化・合意形成／多文化共修開講比率：R8:20% → R9:35% → R11:55%、共修参加率 R8:30% → R9:50% → R11:60%。

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 登録実践研修機関および登録日本語教員養成機関として適格な日本語教員養成課程となるよう科目群を再編成する。
- (2) 科目等履修生制度を設置し、本学卒業生や一般社会人が日本語教員養成課程で学べる環境を整備する。

2. 教育内容に関する目標

- (1) わかりやすく、丁寧な指導の徹底
 - ・受講者全員が主体的に参加し、自分の考えを持つことのできる講義の推進。
 - ・学生が自分の考えを安心して発言することのできる環境の整備、個別指導の充実。
- (2) アクティブ・ラーニングを取り入れた講義の推進
 - ・双方向対話型講義を徹底することを通じて、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭に必要な積極性やコミュニケーション能力を育成する。
 - ・専門科目においてはロールプレイや事例検討、模擬実践などの場を積極的に設け、主体的な判断力・問題解決能力など育成する。
- (3) 全員にとって意義のあるキャリア系科目推進
 - ・採用試験対策として、学生の希望する進路の達成に向けた丁寧な指導を展開する。
 - ・単に試験対策にとどまらず、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭としての専門性を向上させる実践的な内容を展開する。

○学生支援に関する目標

【学校教育専攻】

- (1) キャリア支援室等と協働連携しアカデミック・アドバイザー等によるよりきめ細やかな

学生支援（科目履修に関するガイダンス、教育実習・看護実習等に関する個別相談・個別指導など）に取り組み、1年次からキャリア教育を充実させることにより、高い教員就職率（臨時的任用を含む）を確保する。

(2) 卒業生のキャリア支援（教員採用・昇進試験、コンサルティング等）に取り組む。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- (1) 学修基盤強化：初年次プレイスメントと日本語ブリッジ（単位化）により、〈N2 必須〉科目の段階解禁を運用する。
- (2) 個別伴走：資格・免許志向者への**履修設計相談（年間 100%）**と、ライティングラボ＋e ポートフォリオ伴走を実施する。
- (3) KPI（目安）：N2 到達率（R8→R11：35%→75%）／e ポートフォリオ完了率（85%→95%）

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 学生が相談しやすい雰囲気を作るため、学生たちの状況を把握した上で、一人一人に声掛けをする。
- (2) 学期毎に個別面談を持ち、目標や学習成果を確認する。

○研究の成果に関する目標

【学校教育専攻】

- (1) 教育・研究活動の成果（論文、教育・研究データなど）を地域社会に提供し、地域の学校教育の発展や課題解決に役立てる。
- (2) 教育・研究活動の過程で学生と地域社会との接点を増やし、社会貢献活動に積極的に取り組む。
- (3) 大学院（修士課程）への進学率の向上を図る。

【国際教育専攻／国際教育コース】

- (1) 実践研究の推進：多文化共修・COIL・地域 PBL の教育効果を中心に研究し、成果を学会・紀要・査読論文で公開する。
- (2) 特定の授業内において研究調査した結果をクラス内にとどまらず、学園祭などで発表する機会を設ける。
- (3) 学生を地域のフォーラムや学会などに参加させる。

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 学内及び海外の日本語教育実習の修了者に報告資料を準備させ、新入生ガイダンス、オープンキャンパス、学園祭等で発表させる。
- (2) 4年次に日本語教育分野に関する研究調査を行い、授業内及び学園祭で発表させる。
- (3) 学外の学会やフォーラムに参加させ、機会があればゼミ等のグループ単位で発表させる。

○グローバル化・国際交流に関する目標

【学校教育専攻】

- (1) 海外研修プログラム、国際交流プログラム等を通して、教育現場の国際化に貢献できる人材の育成を目指す。
- (2) 特別ニーズ教育、日本語教育等を通して、学校現場における外国人児童生徒等の増加に伴う諸課題に対応できる人材の育成を目指す。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- (1) 複線化：〈A 留学拡充〉〈B 非留学＝COIL・オンライン・国内 PBL〉〈C ハイブリッド〉を整備し、需要と実績に応じて配分する。
- (2) 連携拡大：MOU を計画的に増やし、COIL 科目を年次展開、短期留学を段階導入する。

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 授業内外において多国籍の学生が楽しく学び合い、共に協力し、高め合う環境を作る。
- (2) 日本語学習者のニーズやレディネスの調査・分析を通して、様々な背景を持つ人々についての理解を深める。
- (3) 優良な GPA を維持し、明確な目標と高い語学力を持つ学生に対し、海外における日本語教育実習の機会を与える。

○社会との連携・地域貢献に関する目標

【学校教育専攻】

- ・社会に開かれた多様な授業等を通して、学生が社会との連携や地域貢献する活動を推進すると同時に、本学の地域貢献活動を社会に広く周知するために情報発信を強化する。例) 実習における学校との連携（巡回指導等）、教職ボランティアの派遣

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- (1) 地域 PBL の制度化：地域日本語支援、学校連携、生活支援ガイド等を科目化し、成果を地域に還元する。
- (2) 協働基盤：自治体・NPO・学校との協定を拡充し、継続的な受入枠を確保する。
- (3) KPI（目安）：地域 PBL 件数（R8→R11：2→6-8）／延べ参加者数（年次増）／連携協定数。

【国際教育専攻／日本語教育コース】

- (1) 地域の国際交流協会や NPO などが運営する日本語教室にボランティアとして参加する。
- (2) 小学校等での国際文化交流など、大学生が行政に参画できる活動を模索するため、区役所や教育委員会に働きかける。

② ①を踏まえた次期中長期計画（令和7年度～令和11年度）案

○令和7年度の年次計画

【学校教育専攻】

- (1) 授業の目的・目標、授業概要、成績評価基準などを周知徹底する。
- (2) 策定した教育内容に沿った講義・指導を推進する。
- (3) アクティブ・ラーニング型の授業の拡充で学生の主体的な学びを促進する。
- (4) 各コースのコースミーティングを定期的開催し、課題の抽出と今後の方向性を検討する。
- (5) キャリア系科目のカリキュラム編成について専門部会・委員会等に意見を提出する。

[卒業時の評価] 令和7年度の具体的な目標数値

- ・学生の希望する職種（教育・福祉・心理分野における対人支援職・教育業界等）への就職率：90％・教員免許取得率：60％・正規採用合格率：55％・教員就職率（正規採用及び臨時的任用）：65％・学生満足度：60％以上

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】＊整備・合意形成の年（実質導入は行わない）

- (1) 統合方針の合意文書化（教授会承認に向けた起案）
- (2) カリキュラム・マップと授業タグ仕様の確定／「海外留学入門」再設計案作成
- (3) 日本語ブリッジ：シラバス完成・設置申請（承認獲得）
- (4) 共修の“運用原則”（質保証・条件記載・代替ルート）をガイドライン化
- (5) 協力依頼：学校教育専攻と時間割調整・選択群編入の覚書作成
- (6) 国際実践の準備：COIL テーマ2本の共同設計、MOUドラフト1-2件

【日本語教育コース】

- (1) 登録日本語教員制度に準拠したカリキュラムを完成させ、登録日本語教員養成機関としての登録申請の準備をする。
- (2) 登録日本語教員制度に合わせ、総務課、教務課、入学課、および関連科目の教員間で学習内容を総合的に協議し、新しいカリキュラムおよび各科目の親シラバスを完成させる。

○令和8年度の年次計画

【学校教育専攻】

- (1) 授業の目的・目標、授業概要、成績評価基準などを周知徹底するとともにFDを充実させ、教員と学生の資質能力の向上及び教員就職率の向上に結びつける。
- (2) 授業の目的・目標、授業概要、成績評価基準などを周知徹底する。
- (3) 策定した教育内容に沿った講義・指導を推進する。
- (4) アクティブ・ラーニング型の授業の拡充で学生の主体的な学びを促進する。
- (5) 教育課程（カリキュラム）変更についての具体的手続きを推進する。
- (6) 保健科免許状や小学校教員免許状の履修についての学部内の位置付け、指導方針についての意思統一を図る。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】＊ミニマム実装の開始

- (1) 共修コアの限定実施：英語コミュニケーションⅠ／多文化共修入門／地域日本語支援（最大2-3科目）
- (2) 日本語ブリッジ 開講（前・後期 各2単位）※N2未達は原則必修（移行措置あり）
- (3) 授業タグの全面実装（便覧・シラバス）＋「登録者のみ」条件の運用開始

【日本語教育コース】

- (1) 登録日本語教員養成機関の登録申請を行い、承認を得る。登録日本語教員養成機関としての新カリキュラムが開始されるまでは、暫定的に日本語教員試験対策講座を開講する。
- (2) 翌年度より新カリキュラムをスタートできるように、履修要項に変更を加え、ホームページ整備と高校訪問等により学生募集を行う。

○令和9年度の年次計画

【学校教育専攻】

- ・教養教育科目の編成及び教養教育の長期的に安定した運営実施体制を検討する。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- ・拡大と定着（前半）

【日本語教育コース】

- (1) 日本語教員試験の合格者を輩出する。

- (2) 海外日本語実習の派遣先と協議を行い、契約書を作成し、プログラムの体制を整える。
- (3) 学生と教員の双方が自己評価を行うためのルーブリックを作成し、新カリキュラムにおける学習効果を確認する。

○令和10年度の年次計画

【学校教育専攻】

- ・教養教育の効果の評価及び指導のため、GPA制度を利用するとともに、教養教育の目的・目標の実現のため、絶えず教育効果測定法の改善を図る。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- ・拡大と定着（後半）

【日本語教育コース】

- (1) 実践研修機関の登録申請を行い、科目等履修生課程設置に向けて準備する。
- (2) 海外日本語実習を開始する。
- (3) 日本語教員試験の合格者数を増やす。

○令和11年度の年次計画

【学校教育専攻】

- ・体系的に講義・演習・実験等を配置するカリキュラムを提供し、学生に自分の専門分野を中心として他分野でも発展可能な基盤的教育を行い、卒業後、あるいは大学院進学後に必要とされる知識・技能・分析能力・企画能力・発表能力・職業倫理を身に付けさせる。

【国際教育専攻】

【国際教育専攻／国際教育コース】

- ・定常運用

【日本語教育コース】

- (1) 学生と教員に対するアンケート調査等により新カリキュラムの運営状況と効果を検証する。
 - ・科目等履修生の受け入れを開始する。
 - ・日本語教員試験の合格者を継続的に輩出できるように、実績を見ながらカリキュラムを点検・評価する。

教育学研究科

- ① 教育に関する目標・教育方法（教育課程・教育内容）に関する目標・学生支援に関する目標・研究の成果に関する目標・グローバル化・国際交流に関する目標・社会との連携・地域貢献に関する目標

○教育に関する目標

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材の養成を目指す。

○教育方法（教育課程・教育内容）に関する目標

1. 教育課程に関する目標

教育学研究科の核になる考え方・研究方法の修得のために、教育学総論及び研究方法科目を置き、必修とする。その上で、教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を幅広い視野で解決できる専門的な教育研究能力を身に付けるための選択科目を設ける。さらに、上記の教育課程において身に付けた高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を応用してまとめる学位論文作成に向けて、課題研究を行う。

2. 教育内容に関する目標

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

○学生支援に関する目標

- ・大学院アカデミック・アドバイザー制度を通して、大学院生が抱える様々な問題に対して、アカデミック・アドバイザー制度を活性化し、学生一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を提供する。
- ・大学院生のキャリア形成を支援し、大学院修了後のキャリアパスの具体化を図る。

○研究の成果に関する目標

- ・授業で大学院生一人ひとりの研究の基礎を固め、論文作成や学会発表のスキルを習得させる。
- ・1年次の構想発表会では研究計画を発表させ、修士課程2年次には中間発表会で研究の進捗状況および成果を報告させる。
- ・研究成果をまとめた大学院生に学会発表や論文投稿を促す。

○グローバル化・国際交流に関する目標

- ・海外の研究者や研究機関と連携し、国際的な研究ネットワークを構築する。
- ・授業において多様な文化的背景を持つ大学院生同士が楽しく学び合い、共に協力して研究活動を行えるような合う教育研究環境を作る。
- ・外国人留学生在が日本での研究活動を通して、国際的な研究動向や社会課題に対する理解を深め、より広い視野で自らの研究を位置づけることができるようにする。
- ・将来、諸外国の教育機関やグローバル企業で活躍するためのコミュニケーション能力や他者と協働する力を育成する。

○社会との連携・地域貢献に関する目標

様々な社会課題の解決をテーマにした研究を推奨し、実践的なプロジェクトやフィールドワークを通じて、教育現場の諸課題に対して、課題解決能力のある研究者を育成し、研究成果を社会に還元することで、地域社会の発展に貢献する。

② ①を踏まえた次期中長期計画（令和7年度～令和11年度）案

○令和7年度の年次計画

- (1) 自己点検作業として3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行う。
- (2) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査を実施する。
- (3) 責任ある研究活動を推進するために研究倫理に関する研修を実施する。
- (4) 「大学院要覧」における教育学研究科に関する内容を検証し、改訂を進める。
- (5) 研究活動や論文作成における「生成 AI 使用に関する基本原則」を策定に向けたワーキンググループを組織し、検討を進める。

○令和8年度の年次計画

- (1) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査を実施する。
- (2) 責任ある研究活動を推進するために研究倫理に関する研修を実施する。
- (3) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査結果、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーをもとに現行カリキュラムの見直しを行う。
- (4) 研究活動や論文作成における「生成AI使用に関する基本原則」を策定する。
- (5) 修士論文の評価基準の見直しを行う。
- (6) 研究指導科目「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の実施方法・内容について検討する。

○令和9年度の年次計画

- (1) 自己点検作業として3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行う。
- (2) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査を実施する。
- (3) 責任ある研究活動を推進するために研究倫理に関する研修を実施する。
- (4) 新カリキュラムを実施する。
- (5) 新たな修士論文の評価基準に基づく論文審査を実施する。

○令和10年度の年次計画

- (1) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査を実施する。
- (2) 責任ある研究活動を推進するために研究倫理に関する研修を実施する。
- (3) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査結果、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーをもとに新カリキュラムの検証を行う。
- (4) 新たな修士論文の評価基準に基づく論文審査の検証を行う。

○令和11年度の年次計画

- (1) 自己点検作業として3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行う。
- (2) 大学院生を対象とした学習状況・環境に関する調査を実施する。
- (3) 責任ある研究活動を推進するために研究倫理に関する研修を実施する。

第3節 心理学部・心理学研究科

心理学部【中・長期計画（2025/04/01～2030/03/31）】

1. カリキュラム等の調整

心理学部の教育内容を社会的ニーズや資格制度の変化に即して整備し、学生の多様な進路選択を支えるために以下を検討する。

① 履修システムの見直し

現行の「クラスごとに履修する方式」は、柔軟な学習を妨げている面もある。学生一人ひとりの学習計画や進路に合わせて履修できるよう、履修形態の見直しを行う。

② 設置科目の再検討

「卒業研究」

これまでの位置づけを改め、授業科目化してコマ数としてカウントすることで、学生の研究活動を教育課程の一部として正式に保障する。

「心理学実験」

従来は必修科目として設定していたが、受講条件や履修対象を整理し、選択科目

化を検討する。特に、公認心理師資格取得希望者や大学院進学希望者、認定心理士申請予定者を中心に履修する体制とする。

「キャリア関連科目」

「心理学を活かしたキャリアデザイン」(1年次)

「心理学を活かしたキャリアマネジメント」(2年次)

社会的ニーズに即したキャリア教育を強化する観点から、設置の妥当性を再検討する。

「公務員対策用科目」(2～4年次)

開講時間数と単位数が一致していない現状を是正し、学生が安心して履修できる環境を整える。

③その他の調整

- ・公認心理師養成に関わる学部科目を再編・調整し、重複や過不足のない体系を構築する。
- ・心理統計関連科目については、複数科目間で内容の重複があるため整理・統合を進める。
- ・高大連携科目「ヒューマンライフとサービス」の設置意義を検証し、継続の可否を判断する。
- ・2限連続科目の展開方法について、学生の学習効果や履修環境への影響を踏まえ見直す

2. 評価基準の明確化

「心理実習」受講条件

現在はGPA3.0以上としているが、履修者の質を確保し、実習教育の水準を高めるために、GPA3.3以上への引き上げを検討する。

3. 学部内業務の明確化

学部内で分散している業務を整理・体系化し、効率的に遂行する体制を整える。

- ①心理学検定に関する対応業務の整理。
- ②卒業研究発表会について、王子・伊勢崎での運営方式の不一致を是正し、全学統一の方針を確立する。
- ③王子学習支援教室の運営体制を再構築し、学生支援の質を向上させる。
- ④通信教育課程における理解度把握テストの作問・採点・指導体制を強化し、学修の質を保証する。

4. 心理福祉専攻（社会福祉学部）への対応

王子・伊勢崎両キャンパスにおける心理福祉専攻の教育実態を整理し、問題点を把握した上で、改善策を検討する。心理学部との連携や役割分担のあり方も含めて議論する。

5. その他（大学運営・他学部との協議事項）

- ・学生が主体的に履修に取り組むシステム
- ・履修登録方法を見直し、システム導入により学生自身がオンラインで手続きできる体制を構築する。これにより学生主体の学修管理を促進する。

【年次計画（2025/04/01～2026/03/31）】

1. カリキュラム関連

- ①「卒業研究」の授業科目化に向けた具体的検討を開始。
- ②「心理学実験」の受講条件を整理し、選択化の可否を審議。
- ③キャリア関連科目の設置意義について、教員会議で方針を確定。
- ④公務員対策科目の単位数と時間数の整合性をとり、シラバスを再構築。

2. 評価基準関連

「心理実習」受講条件の引き上げ（GPA3.0→3.3）の可否について、実習受け入れ体制と学生数を踏まえて最終判断する。

3. 学部内業務関連

- ①卒業研究発表会について、王子・伊勢崎間の統一案を策定し、次年度からの実施を目指す。
- ②通信教育課程の理解度把握テストの問題作成・採点フローを見直し、担当者の役割分担を明確化する。

4. その他（組織・業務）

- ・履修登録システム導入に向け、要件定義やベンダー調査を実施。

心理学研究科【中・長期計画（2025/04/01～2030/03/31）】

これまで（2020/04/01～2025/03/31）の「各研究科が目指す教育内容を再検討し、明確化する。また、本学大学院の共通理念を見直し、大学院教育の内容をいっそう充実させる」とした中長期計画を踏まえ、心理学研究科として以下についてより具体的な検討を行う。

1. コースの設定・それぞれの定員の再検討

国家資格である「公認心理師」の制度化により、（本学内部生を含む）学部から大学院へ進学する希望者は概ね「公認心理師」の希望が主軸となっている。臨床心理士資格（民間資格）との重複取得希望者は少ない（少なくなる）状況といえる。

それに比して、臨床心理士を目指す学生は、公認心理師受験資格を目指す学部要件を満たさない場合のほか、社会人（経験者）であることが多い。そうしたことから、臨床心理士受験資格は通信教育課程での教育に適しているとも言える（3年間の履修期間）。むしろ、公認心理師資格を通信教育課程で履修することは履修期間が2年間であることや、対面による指導機会が圧倒的に不足する状況のため、特に450時間以上の各種領域実習を円滑に行うことがむずかしい状況にある。

こうしたことからみて、通信課程では臨床心理士受験資格に特化した教育が望ましいと思われる。

また、国家資格を目的とする実習ほかの法定科目にはさまざまな条件が定められている。それらを踏まえた在籍定員の検討が求められるであろう。

2. カリキュラム

①研究指導時間の確保

修士・博士論文指導について、通学課程では学生との定型・規則的な指導のため、研究指導（ゼミ）をコマとして設定・カウントすることを目指す。通信課程においては、その学習形態の特徴から、定型・規則的な研究指導はむずかしい状況にある。実際には土日、夜間等での指導が行われており、これらについても通学課程にそった対応を目指す。

②実習関連

公認心理師養成課程では多領域における実習が定められており、制度にそった実習・学修体制の構築には、実習ほかを統括する専属教員の設定を目指す。

また、学外施設での実習は、実習先の条件を優先させざるを得ない場合は少なくなく、それを踏まえた実習参加への柔軟な対応（一定の範囲・条件で実習を優先できる講義出席体制など）を目指す。

3. その他

大学業務の効率化を目指し、いわゆる「教務システム（クラウド管理）」の導入を図る。履修登録、卒業要件、資格条件、出欠席等々の管理を、スマートフォン等により、学生主体で行える体制を目指す。

【 年次計画（2025/04/01～2026/03/31） 】

1. 入試（2027年度）実施方法

①試験方法の見直し

・筆記試験および面接試験の仕様（入学課協働）

②試験回数の見直し

・学内選抜および一般入試（入学課協働）

2. 資格試験

・[第9回] 公認心理師試験（2026/03/01）対策

・[第38回] 臨床心理士試験対策

3. 実習先（全領域）の新規開拓

第4節 保育児童学部

保育児童学部【 中・長期計画（2025/04/01～2030/03/31） 】

1. 学部としての取り組み

(1) 5つのコースについての履修フローチャートを作成し選択の分かりやすさを示す

⇒「保育・幼児教育コース」

- ⇒「保育・初等教育コース」
- ⇒「子ども福祉コース」 ⇒（改名の検討「こども家庭福祉コース」）
- ※保育ソーシャルワーク（仮称）の社会的ニーズの増大に應えるため。また、保育士・幼稚園教諭と社会福祉士の資格が同時取得できる大学がほとんどないという東京福祉大学の強みを訴えることができる。
- ⇒「子ども発達心理コース」 ⇒「こども発達心理コース」（2026年度より）
- ⇒「芸術福祉コース」

(2) 保育キャリア授業のコマ数改定の検討をする

- ①現行「保育キャリア基礎演習」（30コマ2単位）、「保育キャリア応用演習」（60コマ4単位）
「保育キャリア展開演習」（60コマ4単位）、「保育キャリア実践演習」（60コマ4単位）
「保育士採用試験対策講座」（1年生自主講座、秋期15コマ0単位）
- ②改定案「保育キャリア基礎演習」（秋期15コマ2単位）
「保育キャリア応用演習Ⅰ・Ⅱ」（春期15コマ2単位・秋期15コマ2単位）
「保育キャリア展開演習Ⅰ・Ⅱ」（春期15コマ2単位・秋期15コマ2単位）
「保育キャリア実践演習Ⅰ・Ⅱ」（春期15コマ2単位・春期15コマ2単位）
「保育士採用試験対策講座」（廃講 受講生は数年前から0名）
保育キャリア授業関連コマ数改定の検討

検討に際しては、以下の課題も十分考慮する。

- ア. 入学前の複数の資格取得ができるという説明と違い希望資格が取得できない。
- イ. 複数の資格取得希望の学生に対応できる。現行では学生への負担が大きすぎるため、資格取得を諦めてしまう学生が出ている。
- ウ. 複数の資格取得を目指す授業科目と時数が多くなり同時間に被る科目もある。
- エ. セメスター制により学修内容に区切りつけるとともに、学生に対し分かりやすくなる。セメスター制に対応したシラバスを作成する。

(3) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法改正による）の一環として保育士の地域に根付いた保育業務の需要の高まりから保育園と地域を連結し地域の子育て支援環境を整える役割が期待される社会福祉士の資格取得者の増加につなげ不足している児童相談所等で活躍できる人材を育成する。

(4) 保育士資格と社会福祉士資格を取得し、専門性をより高め社会のニーズに対応できる学生を増やす。

- (5) 保育士資格取得における教科目「健康・スポーツ」の検討をする。
⇒講義と実技計23コマ以上が必修（赤城山宿泊研修と合同スポーツデイの中止による代替案）
⇒総合教育科目「健康スポーツ」と「レクリエーションワーク」必修にする
⇒社会福祉学部、全学教務委員会・カリキュラム編成専門部会、教育研究評議会に提案予定

(6) 保育士資格を取得しない学生（主に留学生）への対応・カリキュラムについて検討をする（※実施に伴う準備と〆切の確認）

2. 学生数（留学生数）・定員充足率

- (1) 定員充足に関しては、アドミッション・ポリシーに関連させて、特に入学課等と連携して、情報を共有し、イベントなどの成果（効果）に関してもPDCAに基づく改革案が毎年できるように協議する。
⇒定員充足させるために、100名の入学者を目標とする。

(2) 学生数を増やす工夫

- ①入学課と連携し、出前授業などを行い高校との連携を図る。

②入学課と連携し、オープンキャンパスのプログラムを受験生向けの内容と、保護者向けプログラムも充実させ、親子で参加できる機会をつくる。

③地域に開かれた大学を目指す

⇒総務課・教務課と連携し、施設の貸し出し（体育館や教室の貸し出しなど）の検討。

3. 卒業後の進路（注：資格取得情報等のデータ共有を図る）

今後は、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法改正による）を担える人材を育成することを強化する。

(1) 2025年4月30日現在の進路（卒業予定者65名、就職希望者63名、進路決定61名）
内訳（公務員8名、高齢者施設3名、障害者施設4名、児童施設11名、幼稚園0名、こども園4名、保育所16名、公立学校5名、一般企業10名）

(2) 強化方法（案）

①入学前

入学課と連携し、高校生に理解を図る→3つの資格を取得することの意義。

②入学時

入学時のオリエンテーション、教養基礎演習Ⅰでの説明。

キャリア支援室と連携し、卒業生の職場報告や卒業生と在校生の交流会等を組み入れる。

③地域の子ども子育て支援を大学が拠点となり実施する → サークルやボランティア

④社会福祉士取得を希望する学生に対して

⑤実習について

・保育実習ⅠまたはⅢでは児童相談所一時保護施設で実習を行う。

・ソーシャルワーク実習（B）では児童相談所で実習を行う。

・ソーシャルワーク実習（A）では児童養護施設等の施設・機関で実習を行う。

・児童相談所での実習が難しい場合は、児童相談所を見学する。

（公認心理師の実習では3年次に見学実習を実施している）

・ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、現行通りに実施する。

・ソーシャルワーク演習Ⅳ・Ⅴについては、シラバスを変更する。Ⅳについては、子どもの特性に合わせたアプローチの修得を目指す。Ⅴについては、特別な対応が必要な支援について学習する。

⑥新設科目の開設「子ども・家庭支援展開論（虐待事例から家族再統合を考える）」

4. 令和7年度の年次計画

(1) PDCA サイクルについて

学部教授会において、「中長期計画」に示された内容について、現状と進捗状況、課題、今後の取り組みについて話し合う機会を設け、学部全教員の共通理解と連携を図る。

(2) 3つのポリシーの改変の有無を検討する。

(3) 各学部・研究科人事委員会

テニヤ、昇進等の規程の確認と運用について明らかにする。

(4) 学生の状況について、保育児童学部教員の情報共有と活用を図る会議の開催

※学部教授会以外の時間を設定する。

(5) 学生が楽しいと思える学生生活の支援を行う（全学学生支援委員会と連携、縦横のつながり）

学園祭やレクリエーション交流会などで学部の特性を生かした企画の実施。

⇒スポレクデイ（10/9・10）、フェス（池10/25・26、伊11/1・2）

⇒サークル活動の紹介 ⇒秋期ホームルームにて周知

(6) ゼミ活動（3年生から開始することを検討）⇒3年生 AA

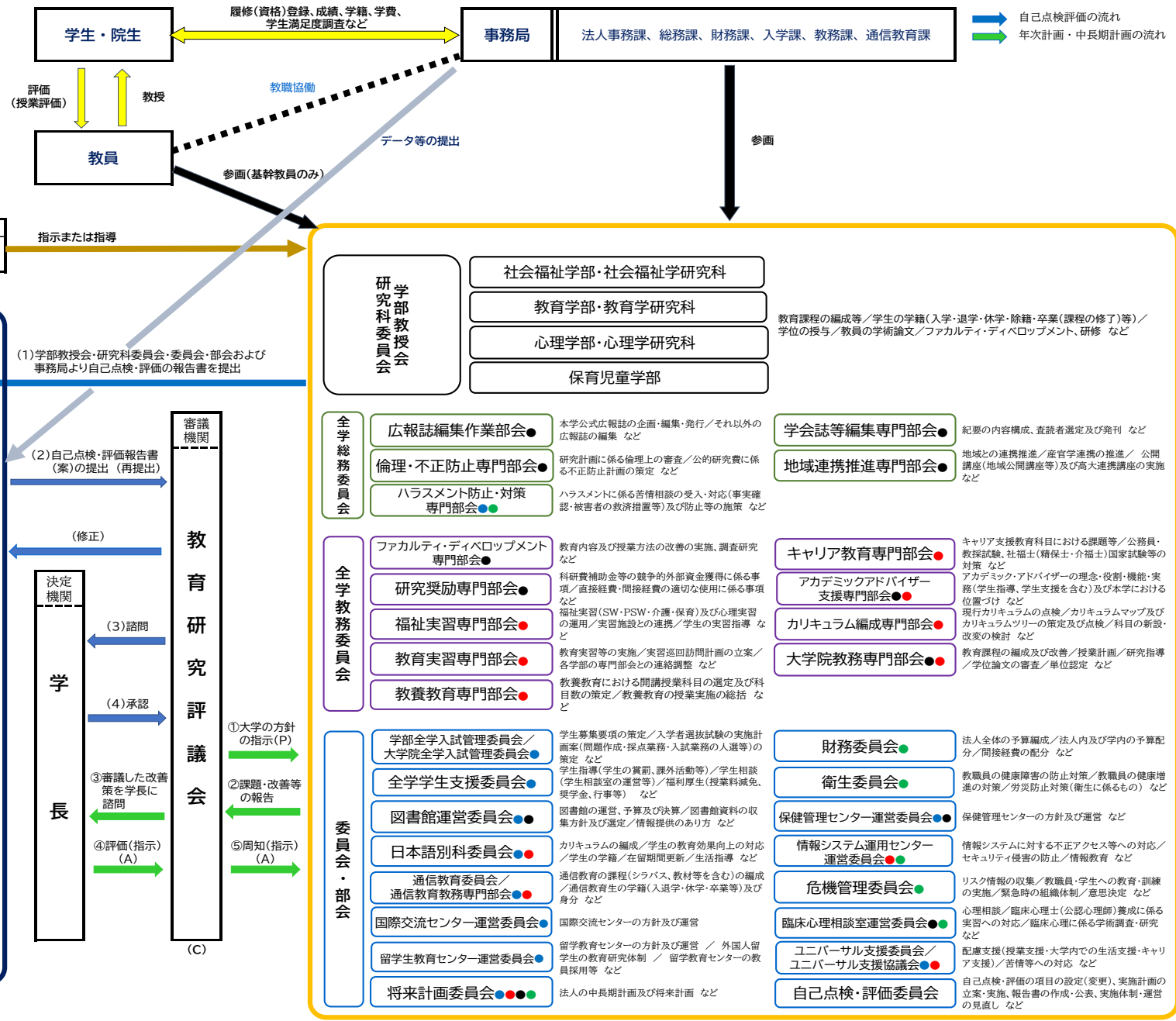
(7) 地域・社会貢献活動への支援

- ①地域連携推進専門部会と連携し、地域行事等の参加・協力によるボランティア活動を通じた社会貢献への促進。⇒「豊島区ふくし健康まつり」12/7 参加予定
- ②近隣地域の保育園・幼稚園児と学生との交流を図る機会をつくり、子ども達の健やかな育成に貢献する。

以 上

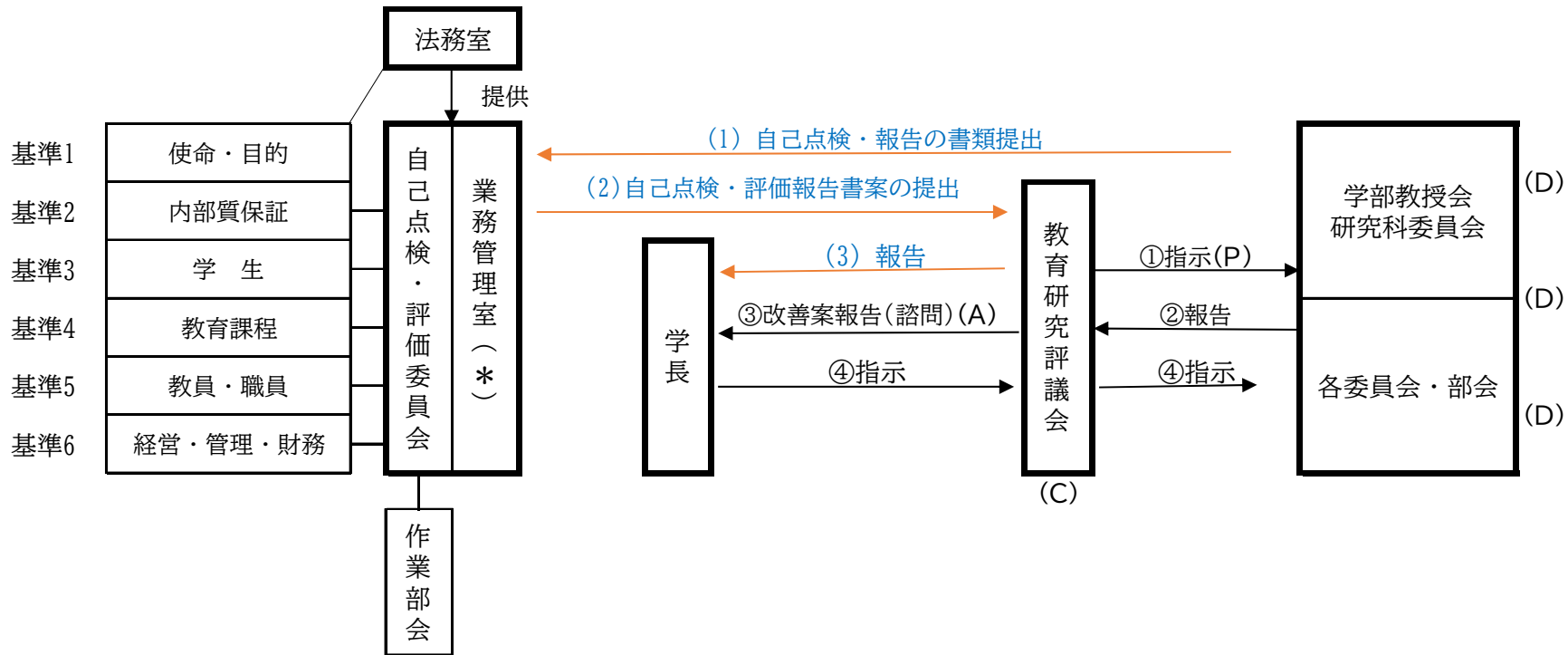
資料1

東京福祉大学・大学院 内部質保証 《組織図》



(D) ※各教授会・研究科委員会および各委員会・部会においてもPDCAを実施

資料2 「東京福祉大学・大学院 内部質保証の方針について」 (簡易版)



役割	学長	: 承認機関
	教育研究評議会	: 審議機関
	自己点検・評価委員会	: 作成機関
	業務管理室	: 情報収集・分析機関

青字 : 自己点検・評価報告書の流れ
 黒字 : DP・CP・AP等を踏まえたPDCAの流れ

*本図における業務管理室は、事務組織規則第8条(法人事務局)第3項第3号に規定する業務を担う。

